

目次

【知識編】

1. 地震災害に学ぼう	1
1) 過去の被害地震	1
2) 静岡県周辺で起こった大きな地震	2
3) マグニチュード (M) と震度	3
2. 想定される巨大地震とは	4
1) 東海地震説の発表	4
2) 大地に歪みが蓄積されている	4
3) 繰り返し起こる大地震	5
3. 巨大地震の被害想定	6、7
4. 東海地震の予知情報と警戒宣言	8
1) 地震予知	8
2) 東海地震の予知に関する情報の発表	8
3) 警戒宣言の発令	8
5. 東海地震注意情報が発表されたら？ 警戒宣言が発令されたら？	9
1) 社会状況	9
2) わたし達は何をするの？	9、10
6. 突然地震が起きたら？	11
7. 災害用伝言ダイヤル	12
8. 緊急地震速報	12
1) 緊急地震速報とは	12
2) 緊急地震速報が発表されたら？	13
9. 過去の震災からの教訓	14
1) 阪神・淡路大震災からの3つの教訓	14
2) 東日本大震災からの教訓	15

【対策編】

10. 地震に強いわが家にしよう	16
1) 耐震診断・耐震工事	16
2) ブロック塀をチェック	17
3) 吉田町ブロック塀等耐震化の補助制度	18
4) 家具等の転倒防止	19
5) 吉田町家庭内家具等転倒防止器具取付けサービス	20
11. 家庭内 DIG	21~23
12. 非常持出し品・備蓄品	24、25
13. 役割分担行動表や防災マップを作ろう	25
14. 火災予防対策	26
15. 地域の防災活動に参加しよう	26
16. 自主防災組織	27
17. 避難場所・避難所	28~36
1) 避難場所	28、29
2) 避難場所（津波避難施設）	30、31
3) 津波避難街区及び津波避難施設位置図	32、33
4) 避難所・福祉避難所	34、35
5) 地域による避難形態	36
18. 町の各種被害想定について（静岡県第4次地震被害想定）	37~39
1) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震～「レベル1」の地震・津波～	37
2) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震～「レベル2」の地震・津波～	38
3) ライフラインの被害	39
19. 町の取り組み	40、41
1) 津波避難タワーの整備	40
2) 防災士養成講座・Jr. 防災士養成講座	40
3) 防災ラジオ	41
4) 防災機能を有する保育園の移転整備	41
5) にぎわいを創出する防災公園と防災啓発施設の整備	41

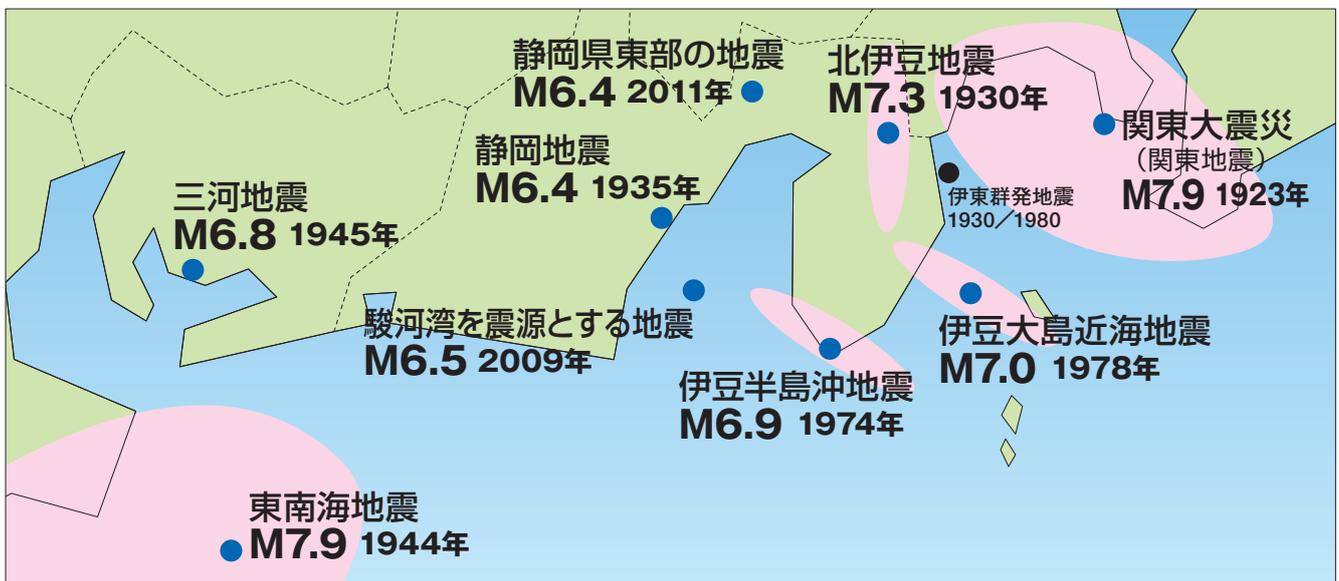
2) 静岡県周辺で起こった大きな地震

関東大震災 (関東地震) **M7.9** **1923年** (大正12年) 9月1日
各地で火災が発生したため、被害が増大した。死者・行方不明者142,807名、家屋の全半壊約254,499棟、焼失447,128棟などの甚大な被害に見舞われた。相模湾沿岸には津波が来襲し、波高は熱海で12mにも及んだ。

北伊豆地震 **M7.3** **1930年** (昭和5年) 11月26日
死者272名、家屋の全壊2,165棟。丹那断層(長さ35km、横ずれ最大2~3m)が動き、山崩れや崖崩れが多数発生した。

静岡地震 **M6.4** **1935年** (昭和10年) 7月11日
死者9名、家屋の全壊363棟。静岡・清水に被害が多く、清水港で岸壁・倉庫が大破などの被害があった。

東南海地震 **M7.9** **1944年** (昭和19年) 12月7日
静岡、愛知、岐阜、三重の各県に被害が多く、全体で死者・行方不明者1,251名、住家の全壊16,455棟など。遠州灘沿岸で1~2m、下田市で最大2.1mの津波に襲われた。



三河地震 **M6.8** **1945年** (昭和20年) 1月13日
死者2,306名、住家の全壊7,221棟など、三河湾沿岸の幡豆郡を中心に被害が発生した。

伊豆半島沖地震 **M6.9** **1974年** (昭和49年) 5月9日
石廊崎付近の活断層が動き、死者30名、負傷者102名、家屋の全壊134棟など、南伊豆町を中心に被害が発生した。

伊豆大島近海地震 **M7.0** **1978年** (昭和53年) 1月14日
死者25名、負傷者211名、家屋の全壊96棟など、河津町を中心に被害が発生した。

駿河湾を震源とする地震 **M6.5** **2009年** (平成21年) 8月11日
死者1名、負傷者319名、家屋の全壊はなかったが、半壊6棟、一部損壊8,672棟など、静岡県中部を中心に被害が発生した。(平成22年3月12日現在)

静岡県東部の地震 **M6.4** **2011年** (平成23年) 3月15日
負傷者50名、家屋の一部損壊521棟など、富士宮市、富士市を中心に被害が発生した。(平成23年3月17日現在)

3) マグニチュード (M) と震度

「マグニチュード (M)」とは地震そのもののエネルギーの大きさを表します。

「震度」とはそれぞれの場所における揺れの大きさを表します。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5	5弱	多くの人が、身の安全をを図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0	5強	非常に恐怖感を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。[一部の地域でガス、水道の供給が停止することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐久性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

* ライフラインの[]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものです。

2 想定される巨大地震とは

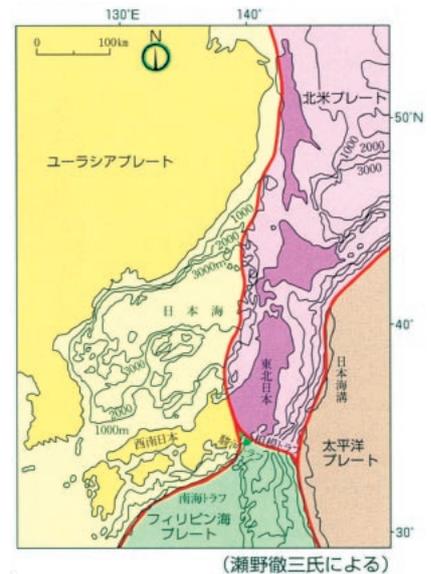
1) 東海地震説の発表

1976年(昭和51年)8月に、静岡県を中心とした東海地域で、「大地震が明日起こっても不思議ではない」という東海地震説が発表されました。大きな社会問題となり、これ以降、静岡県の東海地震対策が始まりました。

地球の表面は、10数枚のプレートと呼ばれる硬い板状のブロックによって、ジグソーパズルのように敷きつめられています。このプレートが地球内部のマンツルの動きによって年間数cmから10数cmの速さで移動しながら、ぶつかり合ったり、潜り込んだりしている(プレートテクトニクス理論)と考えられています。

プレートどうしの境界では、大山脈、海溝、海底山脈などの大規模な地形の形成や地震・火山活動を引き起こしているのです。

日本列島付近のプレート

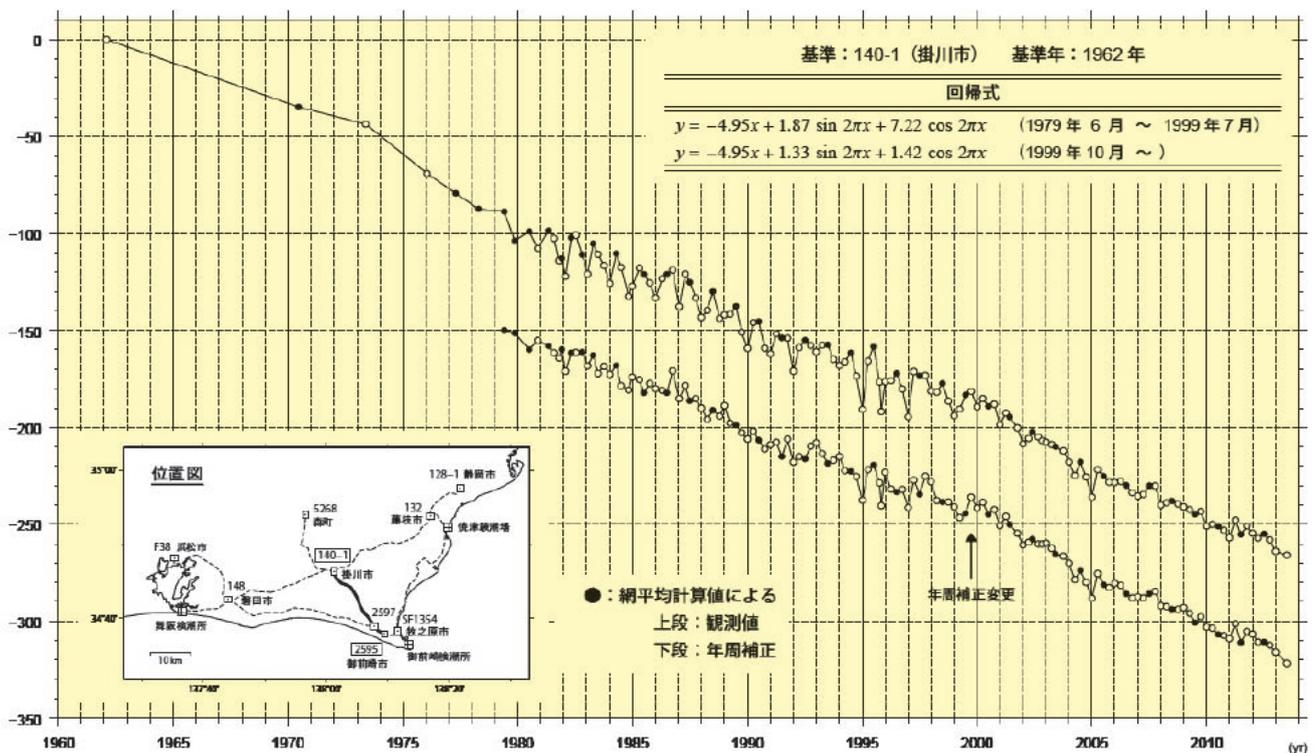


2) 大地に歪みが蓄積されている

駿河湾一帯の大地の変動の観測では、水平変動では湾をはさむ東西方向の辺が年間1cm程度縮みつつあり、上下変動では駿河湾の西側が沈降しています。また掛川市内にある水準点を基準にした御前崎市にある水準点は、グラフのとおり季節的な上下運動を繰り返しながら沈下しています。沈下が停止し、次に隆起に転じるとき地震となると考えられています。

水準点 2595 (御前崎市) の経年変化

掛川市に対して御前崎市の沈降の傾向に変化はない

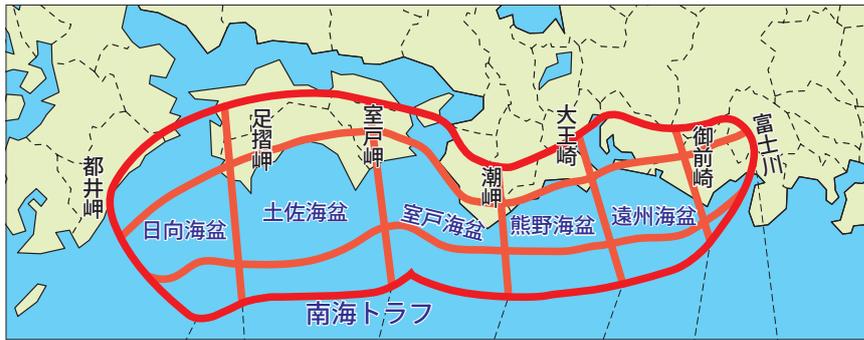


国土地理院資料

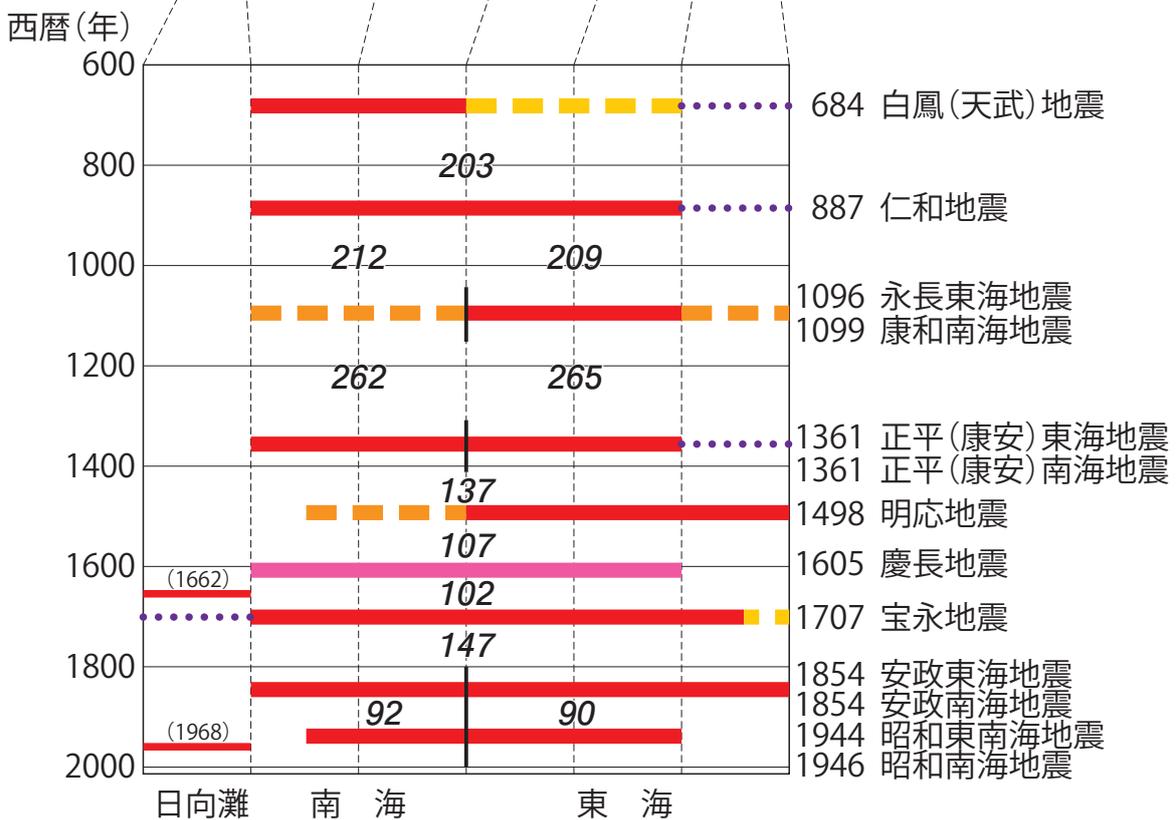
3) 繰り返し起こる大地震

東海から九州にかけての海域は、フィリピン海プレートが潜り込む駿河トラフ・南海トラフ沿いに位置し、南海トラフ沿いの地震の長期評価によれば、南海トラフ全域（日向灘～富士川の領域）において、M8～M9クラスの地震が30年以内に発生する確率は60～70%と予想されています。（地震調査研究推進本部南海トラフの地震活動長期評価より）これら過去の事例からみて、南海トラフの地震の発生には多様性があり、駿河湾から四国沖にかけての複数の領域で同時に、もしくは時間差をおいて発生するなど様々な場合が考えられます。

南海トラフで過去に起きた大地震の震源域の時空間分布



出典：
『南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）について』平成25年5月24日、地震調査研究推進本部地震調査委員会



- 確実な震源域
- 確実視されている震源域
- 可能性のある震源域
- 説がある震源域
- 津波地震の可能性が高い地震
- 日向灘のプレート間地震(M7クラス)

※図中イタリック体で表した数字は、地震の発生間隔(年)を示す。

※震源域は地形の境界(都井岬、足摺岬、室戸岬、潮岬、大王崎、御前崎、富士川)で東西に区切っている。

※黒の縦棒は、南海と東海の地震が時間差(数年以内)をおいて発生したことを示す。

3 巨大地震の被害想定

静岡県では、東日本大震災の教訓を生かし、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用するため、12年ぶりに被害想定を見直し、「第4次地震被害想定」を策定しました。

想定対象地震

区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震 (※) 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0~8.7)	大正型関東地震 (マグニチュード8.0~8.2)
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.2~8.5) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (マグニチュード8.7)

※静岡県では、国において駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波のモデルである2003年中央防災会議モデルの見直しが進められていることを踏まえ、レベル1の地震は南海トラフ巨大地震モデル(2012年内閣府)の基本ケースにより、レベル1の津波は2003年中央防災会議モデルにより検討しました。なお、新モデルが発表された場合は、内容を確認の上、必要に応じて被害想定の見直しなどの対応を講じる予定です。

【参考：第3次地震被害想定の対象地震】

東海地震(マグニチュード8)	神奈川県西部の地震(マグニチュード7)
----------------	---------------------



レベル1の地震・津波

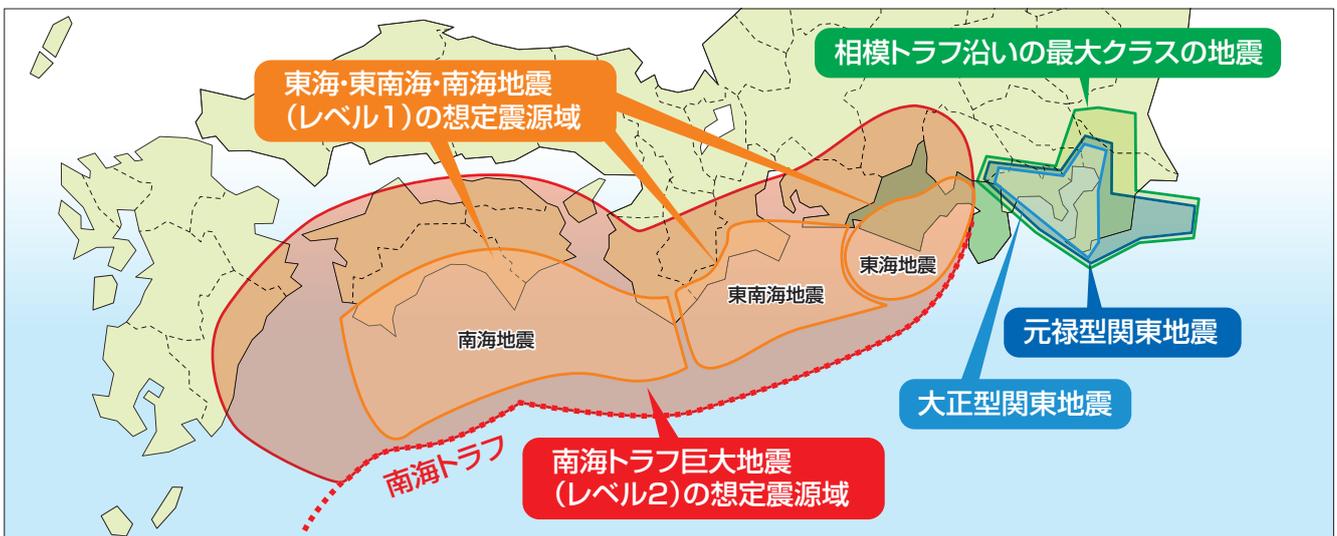
発生頻度が比較的高く(駿河・南海トラフでは約100~150年に1回)、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波

レベル2の地震・津波

発生頻度は極めて低いが、発生すれば莫大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

第4次地震被害想定概要	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震		相模トラフ沿いで発生する地震	
	レベル1	レベル2	レベル1	レベル2
マグニチュード	8.0~8.7	9程度	8.0~8.2	8.2~8.7
震度7の地域	344km ²	344~732km ²	33~42km ²	33~109km ²
最大津波高	11m	33m	9m	18m
人的被害(死者数) [*]	地震	約16,000人	約105,000人	約3,000人
	うち津波	約9,000人	約96,000人	約2,900人

※冬・深夜、早期避難率が低い場合

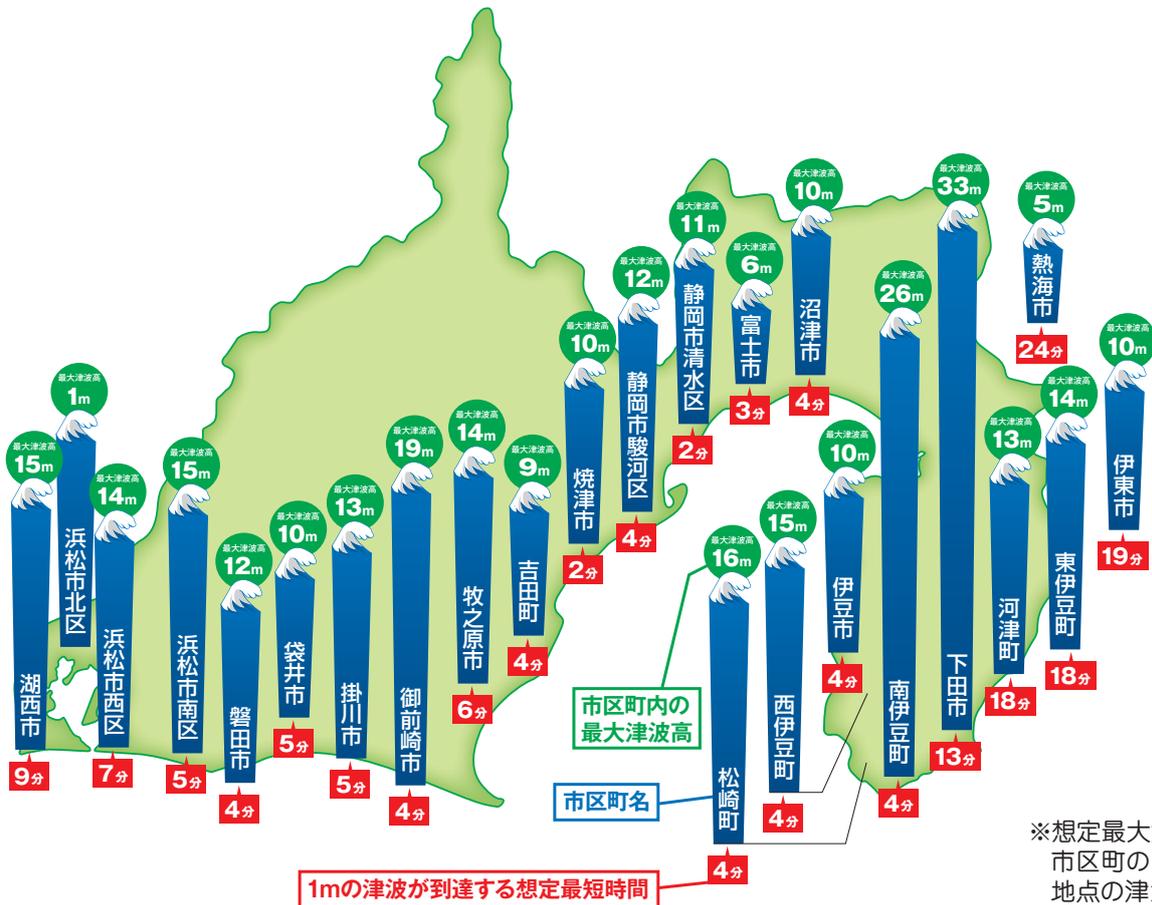


ライフラインの機能支障・復旧想定

電力	発災直後は県内の需要家の9割程度が停電、4日後でも1割弱程度で停電が継続。応急復旧には、1週間程度が必要
電話	固定電話は、発災直後は県内回線の9割程度が不通、1日後でも8割程度が不通のまま。応急復旧には、1~2週間程度が必要 携帯電話は、基地局の停波や停電の影響で発災1日後には県内全域で非常につながりにくい状態。応急復旧には、1~2週間程度が必要 上記以外に、発災直後から通話量の急激な増大による輻輳が発生し、電話がつながりにくい状態
上水道	発災直後は県内ほぼ全域で断水、1週間後でも県内の給水人口の5割以上で断水が継続。応急復旧には、4~6週間程度が必要
下水道	発災1日後、県内の処理人口の5~7割近くが機能支障となり、各地で排水困難な地区が発生。応急復旧には、2~5週間程度が必要
ガス	都市ガスは、発災直後の県内供給停止率7~8割程度。応急復旧には、4~6週間程度が必要 LPガスは、発災直後に3~4割程度の需要家で機能支障が発生するが、点検後、早期の復旧が可能
エレベーター	震度4相当以上でほぼ全てのエレベーターが停止。電力復旧、点検後に使用が可能

※第4次地震被害想定～駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波の場合

静岡県で予想される津波 } 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する津波 { (レベル2)による想定最大津波高 平成25年6月27日静岡県発表



地震だ、津波だ、すぐ避難!

海岸付近にいて、地震の揺れを感じたとき
(長い時間ゆっくりと揺れを感じたときにも)

津波警報が出たとき (津波: 1m以上、大津波: 3m以上)

津波注意報が出たとき
(20cm以上程度)

警戒宣言が発令されたとき

ただちに **高い所へ**

海岸にいる人は **高い所へ速やかに避難**

避難対象地区の皆さんは **ただちに避難**

4 東海地震の予知情報と警戒宣言

1) 地震予知

一般的に「**地震予知は非常に困難**」とされていますが、東海地震はマグニチュード8クラスの海溝型地震で濃密な予知観測網が設置されているので、直前予知が可能な場合があると考えられています。

東海地震の予知は、ひずみ計などの観測機器を使って24時間監視を行い、観測データの変化をとらえ、それが直ちに東海地震の発生に結びつくかどうかを判定しようとするものです。

突発発生の可能性

東海地震直前予知のための観測技術などは年々進歩していますが、現状では直前予知ができる場合と、**予知できずに突然東海地震が発生する場合があります。**

2) 東海地震の予知に関する情報の発表

科学技術の進歩により、警戒宣言の前に、観測データの変化の推移について説明できると考えられ、東海地震の前兆現象の可能性が高まったことを示す情報が、次の3つに区分して発表されます。

東海地震に関連する調査情報（カラーレベル青）

調査情報には臨時と定例の2種類があります。

臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に随時発表されます。

定例 毎月の判定会で評価した調査結果を発表する情報です。

東海地震注意情報（カラーレベル黄）

前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表されます。これを受け、準備行動を開始します。

東海地震予知情報（カラーレベル赤）

東海地震が発生するおそれがある場合、警戒宣言が発せられた時に発表される情報です。（各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合、その旨が各情報で発表されます。）

3) 警戒宣言の発令

観測データの異常が増大し、東海地震の発生のおそれがある場合に、気象庁長官からの報告を受けて、内閣総理大臣は、静岡県を含む「地震防災対策強化地域」に対して、「警戒宣言」を発令することになります。

このとき、同時に気象庁から東海地震予知情報が発表されます。

警戒宣言とは

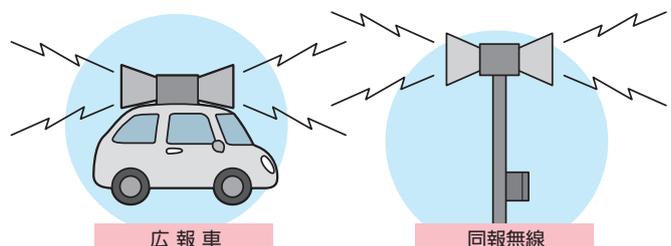
「2・3日以内（または数時間以内）にマグニチュード8程度の大地震（東海地震）が発生し、静岡県全域を含む地域が震度6弱以上の地震の揺れに襲われる」という警告であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や防災準備を行なってください」という指示です。

（注）警戒宣言が発令されてから、地震発生までの時間が短いことも考えられます。

東海地震注意情報などの発表や警戒宣言の発令は、テレビやラジオで報道されます。

また、町では、同報無線、広報車、携帯電話のメールなどで情報を伝達します。

特に、警戒宣言ではサイレンを鳴らすこととなっています。



5

東海地震注意情報が発表されたら？ 警戒宣言が発令されたら？

東海地震注意情報が発表されたとき、警戒宣言が発令されたとき、私達の身の回りはどうなるのか、社会の動きをよく理解して、安全で適切に行動することが大切です。

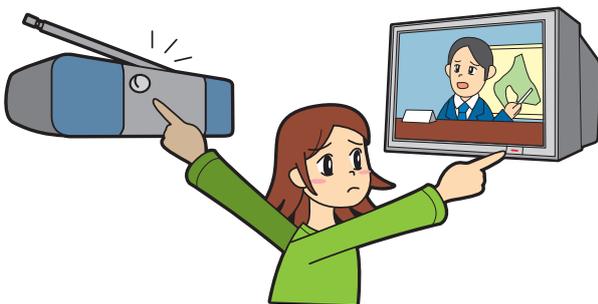
1) 社会状況

	東海地震注意情報の発表時	警戒宣言発令時
電気・ガス・水道	使用可能 (水道水は溜めておく)	使用できるができるだけ使わない
電話	使用可能 (ただし、利用者が急増すると通話規制がとられる)	使用可能 (利用者が急増し、通信規制がかかる可能性大)
バス	原則として平常どおり運行	最寄の安全なバス停等まで走行し、運行中止
鉄道	原則として平常どおり運行	最寄りの安全な駅まで運行し停車
道路	平常どおり通行可	避難路などを確保するため、 幹線道路などで交通規制(車は徐行運転)
百貨店	部分的または段階的に営業中止	営業中止 (ただし、一定の耐震性がある店舗は営業継続可)
コンビニ等	平常どおり営業	一定の耐震性が確保されている店舗は営業継続
銀行	平常どおり営業	営業中止 (ただし、一部のATMは営業継続)
病院等	原則として外来診療制限 (急患を除く)	外来診療中止 (急患を除く)
学校・幼稚園	避難対象地区では児童等の安全を考慮し、 帰宅または保護者に引き渡す (養護学校等では、より前の時点で帰宅等)	閉校、閉園し、児童等は帰宅又は保護者に引き渡す。 (一部の教職員は待機)

2) わたし達は何をするの？

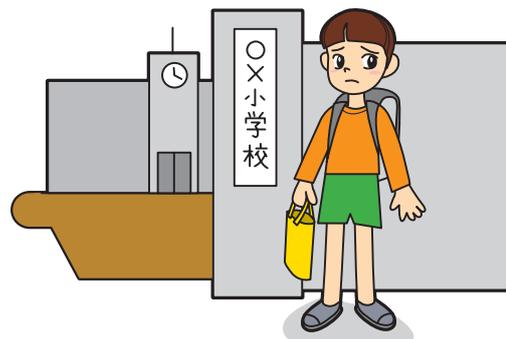
テレビやラジオで情報確認

- ・正確な情報を知ることが大切。
- ・デマに注意。



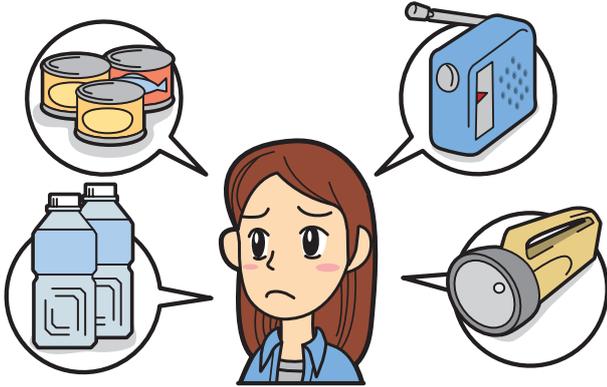
児童・生徒の引き取り(注意情報)

- ・日頃から学校と連絡を取り合っておく。



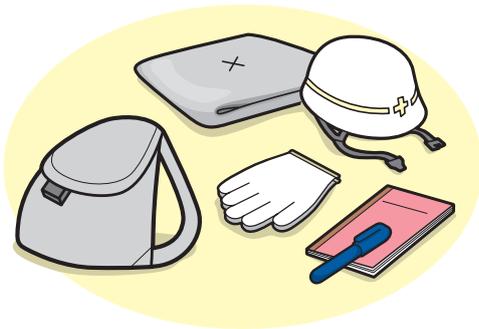
非常持出し品を再点検 (注意情報)

- ・非常持出し品、備蓄品の例 (24・25 ページ) を活用して再確認。



あらかじめ指定されている危険地域はすばやく避難 (警戒宣言)

- ・津波、山崩れ、崖崩れなどの危険予想地域では、速やかに避難を。
- ・その他の地域では、家の内外の安全なところで地震発生に備える。



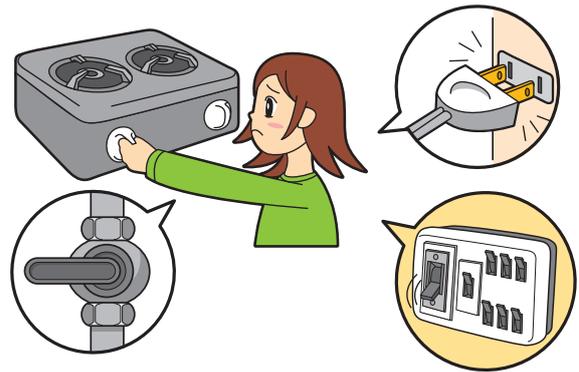
家の中を再点検 (注意情報)

- ・家族であらかじめ決めてある役割、計画に従って行動。
- ・高いところに物を置いてないか。
- ・家具や食器棚の固定は大丈夫か。
- ・出入り口の確保も忘れずに。



火を出さない対策を (警戒宣言)

- ・できるだけ火を使わない。
- ・やむを得ず火を使う時は、そばにいて十分注意。
- ・ガスの元栓を締め、プロパンガスはボンベのバルブも締める。
- ・必要のない電気器具のコンセントは抜き、外出するときは、ブレーカーを切る。引火の恐れのあるものは、安全な場所へ。



避難するときは安全な服装で

ヘルメットや防災ずきんをかぶる (頭を落下物などから保護する)。

非常持出品はリュックサックに入れて背負う (両手が使えるようにする)。

服は長袖、長ズボンを着用する (材質は燃えにくい木綿製のものを)。

軍手 (手袋) を着用する (ガラスの破片などによる手のケガを防ぐ)。

靴は底の厚い丈夫なものをはく (ガラス片などによる足のケガを防ぐ)。



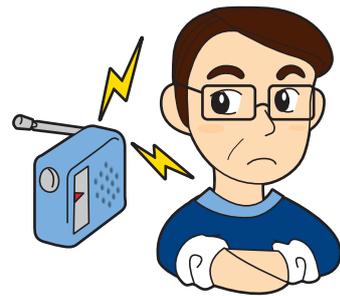
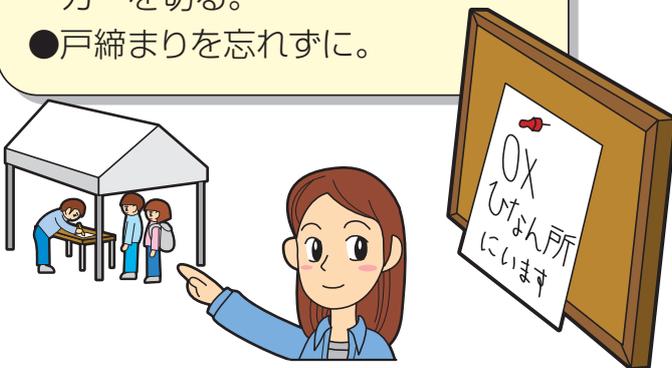
6 突然地震が起きたら？

- 激しい揺れは2~3分程続きます。あわてて外に飛び出さない。落ちついて冷静に。
- 地震発生直後は、**わが身の安全確保が最優先!**
- 本震のあとは余震が続けて発生します。
- 小さなケガなら家族で手当て。



- 火源の周辺にもものを置かない。
- 火災が発生しても、あわてずに初期消火。火元の安全確認。
- 近所に火の手は？消火活動は隣近所みんなに呼びかけ、協力を!

- 自宅を離れる時は、家族の安否、行き先などが分かるように立て看板や伝言メモを。
- ガスの元栓を閉め、電気ブレーカーを切る。
- 戸締まりを忘れずに。



- デマに注意。最新の正確な情報入手しよう。
- 電話の使用は極力控える。安否情報は、「伝言ダイヤル171」（携帯電話は「災害用伝言板」）を利用。

- 避難所は共同生活の場。決められたルールを守り、協力と助け合い。
- 体の不自由な方や負傷者などに心遣いを。



- 発災後数日は、物資の援助は期待できない。日頃の備えの大切さが分かる時。しばらくは非常持出し品や備蓄食で生活を。

7 災害用伝言ダイヤル

災害発生後、家族や親戚などの安否を確認したい時、NTTの「災害用伝言ダイヤル」(171)があります。被災者の方が録音した安否情報などを、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて確認することができます。

録音／再生時のダイヤル方法 録音時間／1伝言 30秒以内

◆録音するときは **171** ... **1** ... **0XX** ... **XXX** ... **XXXX** ... **録音**

被災地内のNTTの自宅電話番号

◆再生するときは **171** ... **2** ... **0XX** ... **XXX** ... **XXXX** ... **再生**

サービスの開始時期

- ◆震度6弱以上の地震の発生
- ◆災害発生等で電話が相当混み合っている時
- ◆警戒宣言後、状況に応じて
〈毎月1日と正月三が日には、24時間体験利用ができます〉

サービスの概要

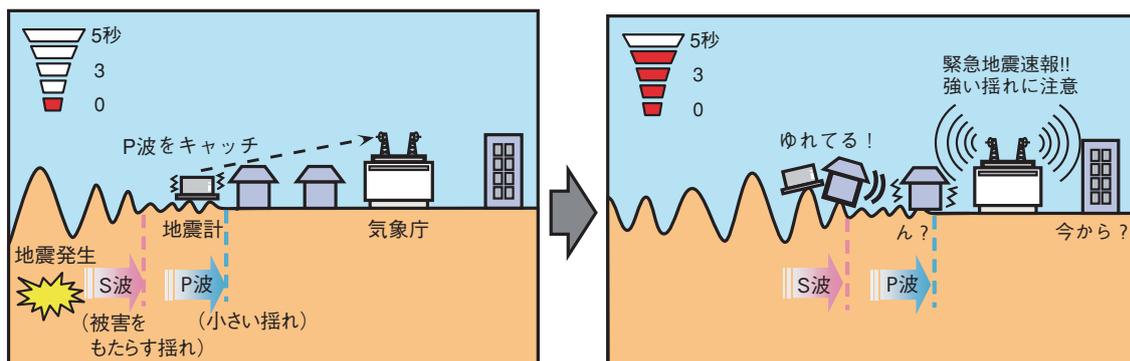
- ◆伝言保存時間約48時間（ただし体験利用の場合は6時間）
- ◆録音時間1伝言 30秒以内（ひとつの電話番号あたり最大10伝言まで）
- ◆携帯電話・PHSからも利用できます（一部の事業者を除きます）

8 緊急地震速報

1) 緊急地震速報とは

緊急地震速報とは、地震による強い揺れが間もなく来ることをお知らせする情報です。大きな揺れが予想される地域に対して、テレビやラジオや携帯電話などを通じて気象庁から発表されます。

緊急地震速報は、地震の揺れを震源に近いところで捉えてから発表される情報です。このため、緊急地震速報の発表から強い揺れが来るまでの時間は数秒から数十秒程度で、震源に近い場所では揺れに間に合わない場合があります。



2) 緊急地震速報が発表されたら？

あわてずに、まず身の安全を確保することが大切です。「利用の心得」を参考に、緊急地震速報が発表されたときにどう行動するか、日頃から考えておきましょう。

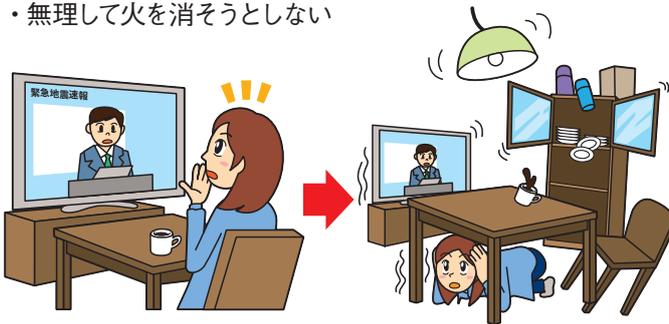
緊急地震速報「利用の心得」

周囲の状況に応じてあわてずにまず身の安全を確保する！

緊急地震速報は見聞きしてから、強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかありません。その短い間に身を守るための行動を取る必要があります。

家庭では

- ・頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる
- ・あわてて外へ飛び出さない
- ・無理して火を消そうとしない



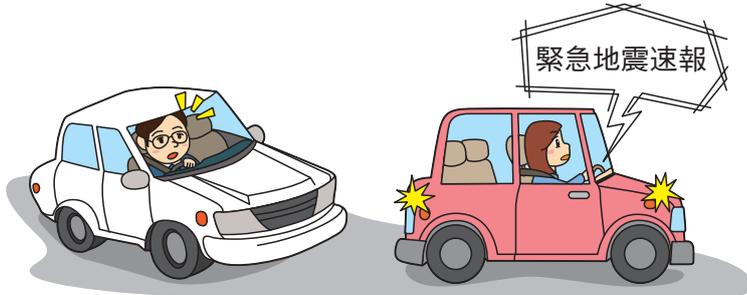
人がおおぜいいる施設では

- ・係員の指示に従う
- ・落ち着いて行動
- ・あわてて出口に走り出さない



自動車運転中は

- ・あわててスピードをおとさない
- ・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す
- ・急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす
- ・大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止



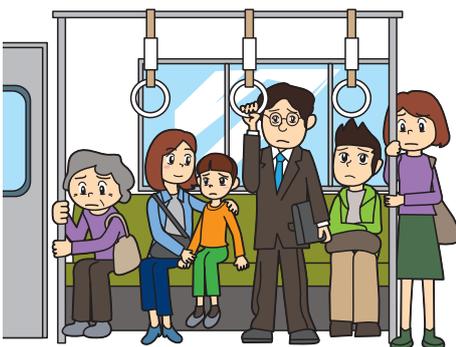
屋外(街)では

- ・ブロック塀の倒壊等に注意
- ・看板や割れたガラスの落下に注意
- ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難



鉄道・バス乗車中は

- ・つり革、手すりにしっかりつかまる



エレベーターでは

- ・最寄りの階で停止させすぐに降りる



山やがけ付近では

- ・落石やがけ崩れに注意



(気象庁資料による)

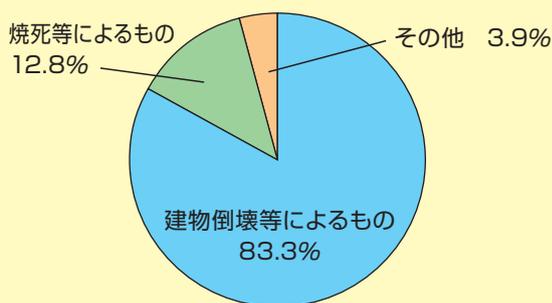
9 過去の震災からの教訓

阪神・淡路大震災からの3つの教訓

1 建物の耐震化と家具等の転倒防止の重要性

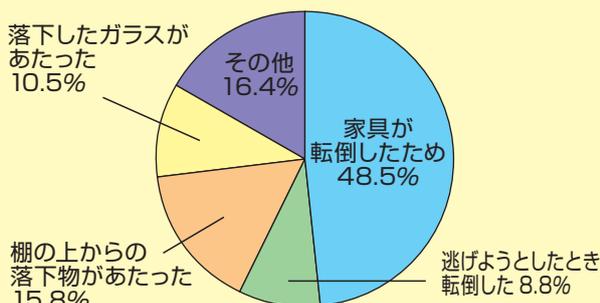
死者 6,400 人余、負傷者約 43,800 人の大惨事となった阪神・淡路大震災。亡くなった方の 80% 以上は建物の倒壊等によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。

亡くなった人の原因



出典：「神戸市内における検死統計」（兵庫県監察医 平成 7 年）

ケガした人の原因



(平成 7 年 2 月神戸市消防局調査)

わが家での安全な暮らしのために

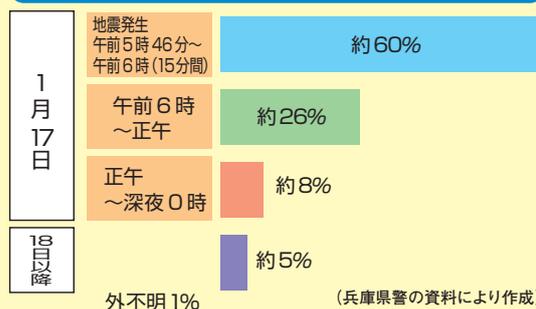
- 昭和 56 年 5 月以前の木造住宅は、すぐに役場に相談を
無料の耐震診断や補助金の制度があります。(16 ページ参照)
- 家具等の転倒防止をしよう
町では、家庭内家具等転倒防止器具取付サービスを実施しています。(65 歳以上のみの世帯対象) まず役場に相談してください。(20 ページ参照)
- 「家庭内 DIG 地震がきてもわが家で暮らす方法」でチェックしましょう。(21 ページ参照)

2 被害者をただちに助けることの重要性

阪神・淡路大震災では、死者のうち発生から 15 分間で約 60%の方が、また、約 6 時間で約 86%の方が亡くなっています。

いざという時のために、地域の防災訓練等に積極的に参加して、救出・救助や救急救命法を体得しておきましょう。(26 ページ参照)

死亡時間別死者数(阪神・淡路大震災の死者の分析)

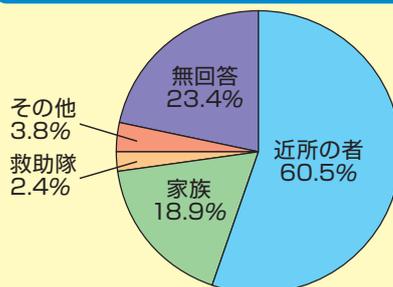


3 自主防災活動の重要性

被害者をただちに助けることが大切にもかかわらず、大震災の際は、行政による救援がすぐには期待できません。実際、阪神・淡路大震災で被害者の救出・救助に当たったのは、80%近くが近所や家族の方でした。

自主防災活動に積極的に参加して、災害に強い地域づくりを進めましょう。(27 ページ参照)

阪神・淡路大震災で救出・救助に当たったのは



避難所の神戸市民 840 人の聞き取り調査 (%) (平成 7 年 2 月神戸市消防局調査)

東日本大震災からの教訓

一東日本大震災の津波で多くの尊い命が失われた理由は？一

東日本大震災では、15,800人以上の尊い命が失われ、その90%以上が津波によるものでした。国は岩手、宮城、福島3県の沿岸地域で避難所等に避難した870人を対象にアンケート調査「平成23年東日本大震災における避難行動等に関する面接調査（住民）」を行いました。

その調査結果は南海トラフ巨大地震で大きな津波被害が予想される本県にとって多くの教訓が読み取れます。

1 地震の揺れがおさまった後の避難行動（複数回答）



（平成23年東日本大震災における避難行動等に関する面接調査）

2 避難したきっかけ（複数回答）



（平成23年東日本大震災における避難行動等に関する面接調査）

3 すぐに避難しなかった理由（複数回答）



（平成23年東日本大震災における避難行動等に関する面接調査）

想定される南海トラフ巨大地震による静岡県沿岸を襲う津波は東日本大震災の津波に比べ場所によってはより早く、高い津波が予想されます。

そのため「地震だ、津波だ、すぐ避難！」を町民一人ひとりが肝に銘じ訓練を通じて体でおぼえることが重要です。

10 地震に強いわが家にしよう

1) 耐震診断・耐震工事

いつ発生してもおかしくないといわれる「東海地震」については、大きな震度が観測され、多くの建物が大破することが予想されています。過去に発生した大地震では、家屋が全壊となり、圧死による死者が多数発生しています。

昭和56年5月以前に建築された建物は地震に耐えられる構造になっていないものもあり、全壊してしまう恐れがあります。県や町では、予想される東海地震などから一人でも多くの生命を守るため、専門家による耐震診断を勧めています。住宅の耐震補強工事を行う場合には補助金制度がありますので、ぜひ活用してください。

あなたの家、
大丈夫ですか？

対象は昭和56年5月以前木造住宅
補助金制度を使って耐震工事を



耐震診断は無料・計画や耐震補強工事には補助金

専門家の耐震診断

- 1 対象は、昭和56年5月以前に建築された木造住宅
役場都市建設課に電話（☎33-2161）で申し込んでください。
町から派遣する専門家により**無料**で耐震診断を受けられます。

耐震補強計画作成

- 2 診断結果を基に、工事箇所や工事費などを検討して耐震補強設計を作成します。
【補助額】 上限 **96,000円**（耐震診断を受けていない場合 **102,000円**）
※高齢者（65歳以上）のみの世帯は**上限 144,000円**（耐震診断を受けていない場合は **154,000円**）

耐震補強工事

- 3 補強計画に基づき、耐震補強工事費の補助を行います。
※工事着手前に事前申請が必要です。
【補助額】 一般世帯**上限 500,000円**、65歳以上世帯の**上限 700,000円**

高齢者（65歳以上）のみの世帯は、一般世帯より補助金の上限が増額

※そのほかの補助制度もあり、最大で費用の50%以上の補助金が出る場合があります。

詳しくは担当までお問い合わせください。

2) ブロック塀をチェック

点検結果に1つでも不適合があれば、そのブロック塀は危険性が大きく、改善する必要があります。

以下の5項目について点検しましょう

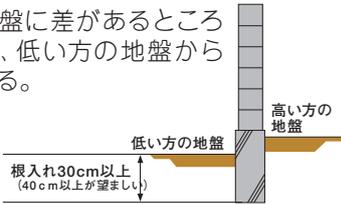
1 基礎の根入れはあるか

適・不適

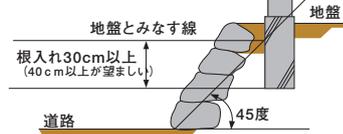
コンクリートの基礎は、**地盤から30cm以上根入れ**されている必要があります。まわりを掘って調べてください。
(根入れは**40cm以上が望ましい**)

(「根入れ」とは、基礎のうち土の中に入っている部分をいいます。)

地盤に差があるところは、低い方の地盤から計る。



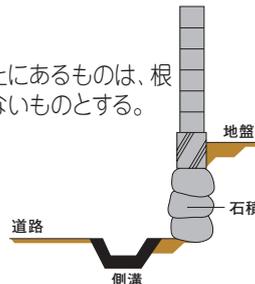
石積の近くにある塀は、図のように計る。



側溝に沿ったところは、側溝の底から計る。



石積の上にあるものは、根入れがないものとする。

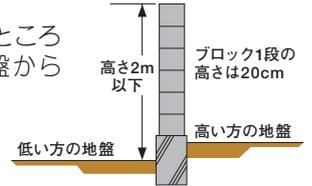


2 塀は高すぎないか

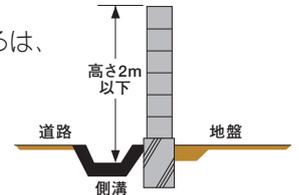
適・不適

塀の高さは、**地盤から2m以下**かどうか調べてください。

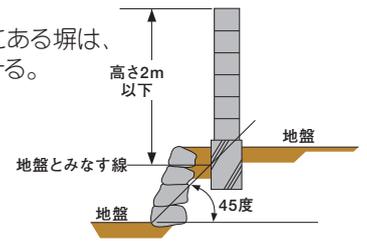
地盤に差があるところは、低い方の地盤から計る。



側溝に沿ったところは、側溝の底から計る。



石積の近くにある塀は、図のように計る。

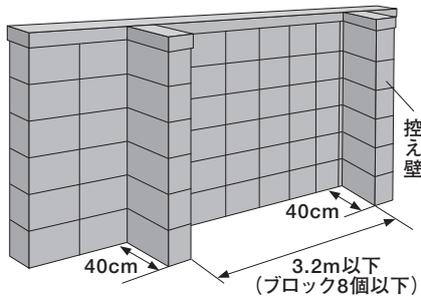


3 控え壁はあるか

適・不適

① 控え壁は塀の長さ**3.2m** (ブロック8個) 以下ごとにあるか

② 控え壁の長さは**40cm以上**あるか

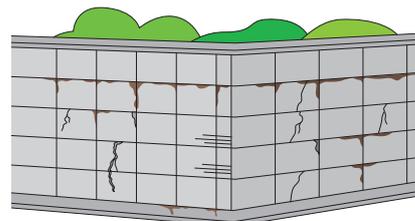


4 塀の傾き、ひび割れはないか

適・不適

塀が傾いたり、ひび割れしていないか、また鉄筋が錆びていないか

鉄筋の入っているところに沿ってブロックが茶色にしじんでいたり、はじめていたら、中の鉄筋が錆びています。



5 塀に鉄筋が入っているか

適・不適

直径9mmの鉄筋が次の①、②、③のように入っているか。

この点検は、塀を造った施工者などと相談して行ってください。

- ① 鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で入っているか。(縦筋は40cm間隔が望ましい。)
- ② 縦筋は、頂部の横筋、または、基礎の下側の横筋にかぎがけされているか。
- ③ 控壁の鉄筋も①②のように入っているか。

問い合わせ

都市建設課 都市計画部門 ☎ 33-2161

3) 吉田町ブロック塀等耐震化の補助制度

■ブロック塀の撤去に補助金

大規模地震発生時には、ブロック塀の倒壊や転倒が避難の障害物になる恐れがあります。ブロック塀の倒壊や転倒による災害を防ぐため、ブロック塀の撤去に対して補助金制度を設けています。

※撤去前に申請が必要です。

■補助額

撤去にかかる費用と撤去するブロック塀の延長に基準額（1mあたり**8,900円**）をかけたものとを比較して、いずれか少ない額の1/2以内（1敷地につき**上限100,000円**）

■生け垣の新設にも補助金

町では、町民が緑豊かな都市環境の中で快適な生活を営むことができるよう「吉田町緑のオアシス条例」を制定し、緑化推進に努めています。その一環として『吉田町生け垣づくり事業補助金交付制度』を設け、生け垣などを新設する場合に補助金を交付しています。

これから生け垣などを整備しようとして計画している人や、予想される地震に備えてブロック塀を取り壊して生け垣にしようと考えている人は、この補助金制度をぜひ利用してください。

■補助の対象

対象となる生け垣づくり事業

住宅用地または事業場用地（500㎡以下）の周囲全部もしくは一部に新設する生け垣などで、建築基準法に規定する道路に3m以上面していること。

経費

生け垣などの新設に要する経費（工事請負費、材料費、設計費）

■補助額

生け垣などの新設に要する経費のうち、次の①および②の金額を合算した金額（1,000円未満の端数は切り捨て）とし、**50,000円を限度**とする。

① 30,000円以下の金額……**全額**

② 30,000円を超える金額………

30,000円を超える額に1/2を乗じた額

問い合わせ

都市建設課 都市計画部門 ☎ 33-2161



問い合わせ

都市建設課 土木管理部門 ☎ 33-2124



【生け垣などは…】

樹木を带状に植え並べた垣根または縁枠に岩石、れんが、ブロックなどの修飾材料を用いた施設に、延長1mあたり2本以上の樹木を植えた植樹帯で、地盤面からの高さが50cmを超えるブロック塀などの併設がなく、外部から眺望できる部分がおおむね1m以上あるもの。

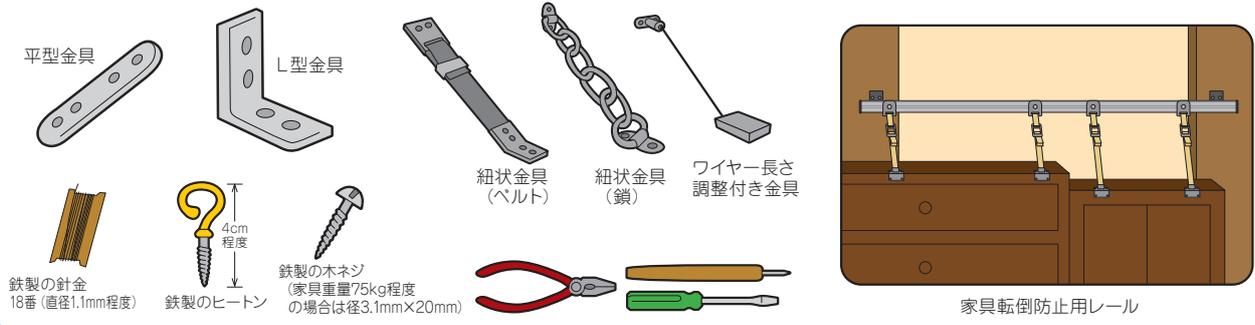
利用
してね!



4) 家具等の転倒防止

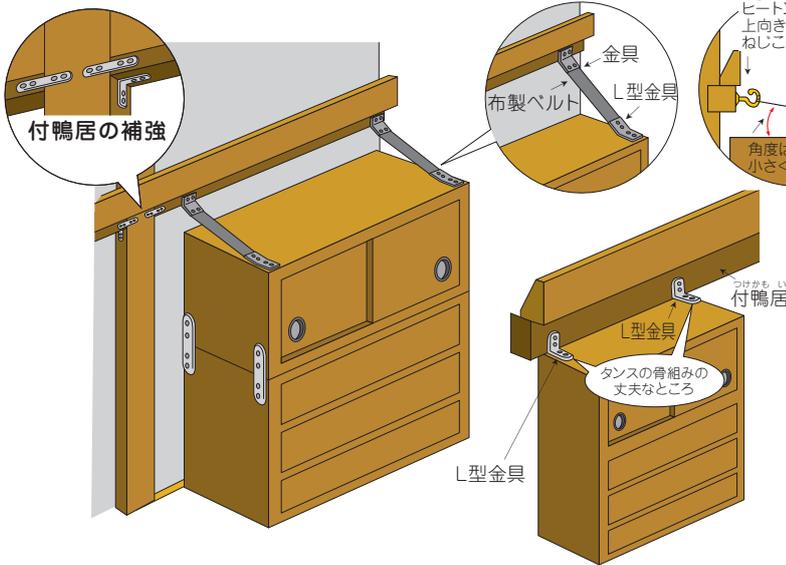
地震のとき、家具の転倒、棚から物の落下やガラスの破損などによって死亡したりケガをしています。タンスや食器戸棚などの家具のほか、冷蔵庫やテレビの電化製品なども転倒や落下の防止対策、出入口やガラスに飛散防止フィルムを貼るなどの対策を行ってください。また、寝る場所には、家具を置かない、配置を工夫するなど安全に対する備えが必要です。

用意するもの

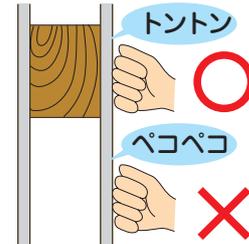
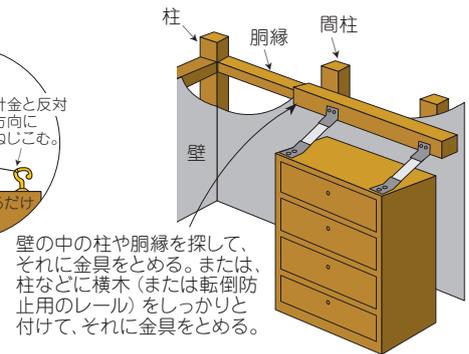


タンスのとめかた

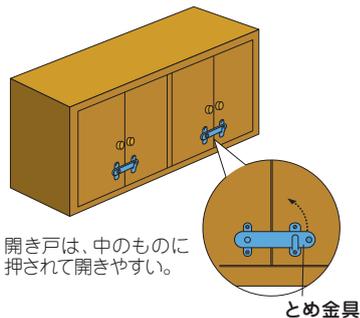
背の高い家具は、鴨居に金具やL型金具でとめる。



柱の見えない壁にとめる場合

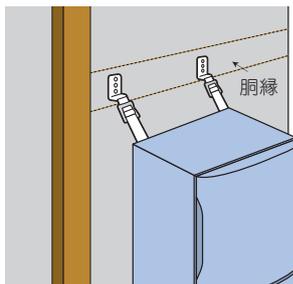


開き戸



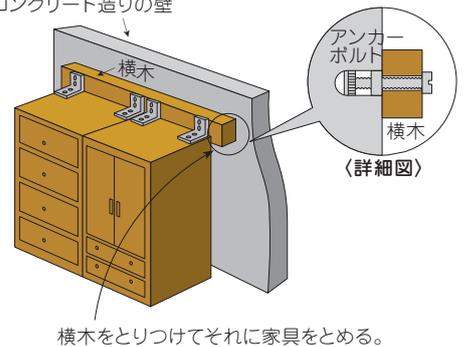
冷蔵庫

裏側にある取手 (手カケ) に固定用ベルトを通して固定する。



鉄筋コンクリート造りの場合

コンクリート造りの壁



5) 吉田町家庭内家具等転倒防止器具取付けサービス

阪神・淡路大震災では、家具の転倒や散乱によって、多くの死傷者が出ました。吉田町では地震による家の中での被害を少なくするために、65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に家庭内家具等転倒防止器具取付けサービス事業を実施しています。

■対象世帯

吉田町内に住所を有する65歳以上のみの世帯

■対象の家具等

家の中にあるタンス、食器棚、冷蔵庫等

1世帯5台まで

ピアノ、テレビ等で特別な器具等を用いるものは対象外



■費用

1台につき4,000円。なお、器具取付け作業に係る費用は町で負担しますが、器具等の材料代金については、各世帯での負担となります。

※各世帯負担額(器具等の代金)は、大工さんに直接お支払いいただきます。



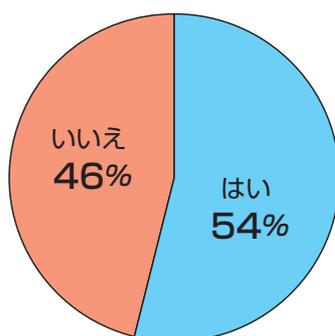
■器具取付け作業の実施

家具等の転倒防止器具取付け作業は、吉田町が委託する静岡県木造建築協同組合榛南支部に所属の大工さんが実施します。

問い合わせ先

防災課 防災部門 ☎ 33-2164

家具や家電の転倒防止対策をしていますか？



平成25年度総合防災訓練における「わが家の地震対策チェック」調査

家庭内 DIG

ディグ

地震がきても

わが家で暮らす

方法



ディグ
『DIG』って
何??

『DIG』とは、大きな地図を囲みながら、参加者全員で災害時の対応策などを考える訓練のことで、Disaster Imagination Gameの頭文字をとって『DIG (ディグ)』と名付けられました。英語の動詞“dig”には、「掘り起こす、探求する、理解する」といった意味があります。『DIG』という名称には「防災意識を掘り起こそう」「地域を探求しよう」「災害を理解しよう」といった、この訓練のねらいが込められています。

これまでに起きた地震では、家屋の倒壊のほか、家具の転倒や落下物、ガラスの破損などにより、多くの方がケガをし、命を落とされました。

「いつ起きても不思議ではない」といわれる東海地震においても、対策を取らなければ、大きな被害があることは明らかです。

東海地震が起きた時、自宅で命を落とさない、ケガをしないにはどうすればよいか、考えてみましょう。

また、過去の災害では、多くの被災者が避難所に押し寄せ、避難所での生活は大変過酷なものでした。

そんな避難生活をするのではなく、引き続き自宅で生活したいものです。

地震の後、電気・ガス・水道が止まってしまっている不自由な中、いかにして自宅で生活していくか、そのためには、どのような準備をしておけばいいのかが、

この家庭内 DIG^{ディグ}を使って家族で話し合ってみましょう。



CHECK

右のステップで
わが家の危険度を
チェック
してみよう!!



STEP1 ~平面図を描く~

下の枠内に自宅の平面図を描いてみよう

STEP2 ~危険な場所を探す~

右のページを参考に、自宅の危険な場所
をチェックしてみよう。

STEP3 ~元栓等の位置を確認~

電気のブレーカー、ガスの元栓やマイコ
ンメーターの場所を確認しよう。

過去の災害では、停電回復後の通電火災が多数発生しています。
災害発生後、避難する場合は必ずブレーカーを落としてから避難
しましょう。ガスの元栓も忘れずに。

STEP4 ~避難経路の確認~

地震発生後の家の中は、倒れた家具や割れ
たガラスなどで屋外に出るのは至難の業で
す。普段過ごす部屋から屋外への避難経路
を考えてみよう。

STEP5 ~震災後の生活を考える~

地震発生後もわが家で生活するため、次の
ことを考えておきましょう。

- ☆どの部屋で生活するか?
- ☆食料、飲料水はどうする?
- ☆トイレの問題は?
- ☆寒さ対策は?

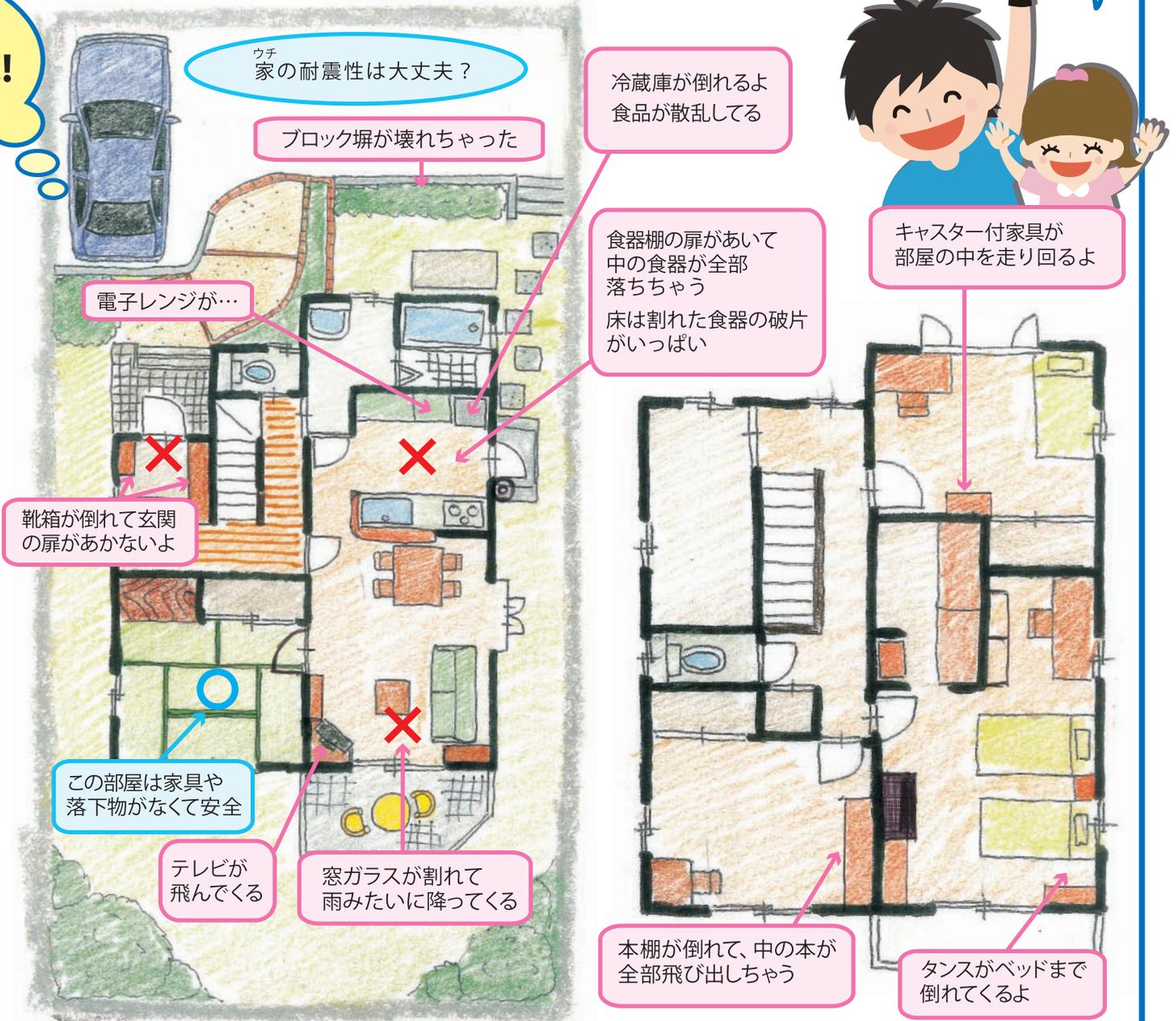
こんな感じ
まとめてみよ
あぶない場所がよくわか

DIGをしてみると、よくわかる

地震が起きた時、わが家の ここが危険！

で
う!!
るよ。

準備しておけば
安心だね。



家の中や 周辺の 危険箇所

■リビング・ダイニング

テレビ＝飛んでくる
本棚＝転倒して、中の本が全部飛び出す
ピアノ＝部屋の中を走り回る
窓＝割れて部屋の中に破片が散乱する
掛時計＝落ちてガラスの部分が割れる
照明＝落ちて、蛍光灯が割れる

■キッチン

食器棚＝扉が開いて中の食器が落ち、床に割れた食器が散乱する
冷蔵庫＝転倒して、中の物が散乱する
電子レンジ＝飛んでくる

■寝室

タンスやドレッサーなどの家具が転倒する

■子供部屋

学習机＝上の棚が倒れる
本棚＝転倒して中の本が全部飛び出す
キャスター付家具＝部屋の中を走り回る

■屋外

ブロック塀＝倒れて粉々になる
物置＝転倒する

■集合住宅の共用部分

エレベーター＝停止する

12 非常持出し品・備蓄品

非常持出し品は、家族構成を考えて必要なものを用意しておきましょう。「わが家の非常持出し品リスト」を作り定期的に点検を行ない、非常持出し袋などに入れ、いつでも持ち出せる場所に置きましょう。また、備蓄しておき後で取り出す物と分けておきましょう。

1) 非常持出し品 (例)



2) 備蓄品 (例)

家庭で自活するためにも、水、食料とも1週間分以上の備蓄をお願いします。

1週間の目安 (1人分)

飲料水

1日3ℓ×7日
=21ℓ

食料

3食×7日=21食

カセットコンロ・カセットボンベ

あたたかい食事を調理するため備蓄しておくといでしょう。

ボンベ1本で1.5リットルの
お湯が約10回つくれます。

ローリングストック法 (回転備蓄)

日常使う食材や非常用の食料品を、消費しながら備蓄していく方法。また、古いものから先に使うように収納を工夫すると上手に循環できます。

飲料水などは、家のスペースを活用し、備蓄していきましよう。

食べたら

買い足す

- 食料品の一例**
- レトルト食品、缶詰、インスタントラーメン、パスタ類、調味料、乾物、根菜類(常温で保存できる野菜)、フリーズドライの野菜、ドライフルーツなど…
- これらの食材で、1週間分の献立ができるか考えてみましょう。
 - 缶詰、乾物などの食材は、定期的に消費する習慣をつけましょう。
 - 消費したら買い足し、常に新しいものを確保しましょう。
 - 缶詰、レトルト食品は、普段から食べ比べ、お気に入りの味を見つけましょう。

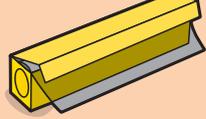
食べ慣れていない、おいしくない食事だとストレスになります。非常時だからこそ、普段から食べ慣れているもの、好きな食べ物が気持ちを安定させ、困難を乗り切る力となります。

3) あると便利な物

ウエットティッシュ



ラップ類



マスク



携帯用カイロ



ボール・ジャッキ



テント



バイク・自転車



(できればノーパンク仕様)

予備の眼鏡



予備の入れ歯



補聴器



13 役割分担行動表や防災マップを作ろう

役割分担行動表

名前	ふだんの日の昼間にいる可能性の高い場所	家族の集合場所	避難所

★家族の役割

内容	名前	内容	名前	内容	名前	内容	名前
ラジオ・テレビで情報を確認		窓ガラスなどにガムテープをはる		電気器具のコンセントを抜く		非常持出し品の確認	
火を消す		出入口を確保する		棚の上から物をおろす		すぐに戻ってこられない家族への伝言があれば書いておく	
ガスの元栓、プロパンガスボンベのバルブを締める		消火器・バケツの用意		家具などを倒れないようにする		ペットの世話	
危険物を安全なところに移す		飲料水を確保					

付近の防災マップを作ろう

(例)

14 火災予防対策

日頃から「もし火がでたら」を考え、家のどこに「火の元」があるのかを確認するなど、防火対策を講じておきましょう。日頃の備えがあってこそ初期消火は成功します。地域で行われる防災訓練には必ず参加し、近隣の人たちと協力して防火対策に取り組みましょう。

- 消火器は必ず設置。使い方を理解しておく。
粉末消火器はどのような火災にも適応性があります。
消火器や消火器具は見やすく、取り出しやすい場所に置きましょう。
- バケツ（複数）に水を入れて常備
- 燃えやすいものなどは、火器の上や周りに置かない。
- ガスボンベ、灯油容器などは転倒防止
- ガスの元栓、電気ブレーカーの位置は家族全員で確認
操作方法も熟知しよう。



15 地域の防災活動に参加しよう

自らの命は自ら守る。自らの地域は皆で守る。
一人ひとりが自主防災組織のメンバーです。

- 防災訓練に、家族全員で参加しよう。
 - ・1月15日～1月21日、防災とボランティア週間 1月17日は「防災とボランティアの日」
 - ・3月11日を含む10日間、津波対策推進旬間 沿岸地域では津波避難訓練
 - ・8月30日～9月5日、防災週間 9月1日「防災の日」を中心に総合防災訓練
 - ・11月5日、津波防災の日 津波防災に関連した取組の推進
 - ・11月、地震防災強化月間 県内各地で防災展や講演会など
 - ・12月の第1日曜日、地域防災の日 大規模な地震が突然発生したことを想定した訓練
- 大規模な災害が発生したら、積極的に初期消火や救出救助などの活動に取り組みましょう。
- 地域には防災に携わるさまざまな人たちがいます。いざという時には、お互いが協力し合い、一丸となって防災活動に取り組みましょう。



16 自主防災組織

東海地震のような大地震から自分や家族の命を守るためには、普段から様々な備えを講じておくことが大切です。しかし、個人や家族の力だけでは限界があります。隣近所の人たちが互いに協力し合い防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。

1) 平常時・災害時の主な活動

名 称	平常時の役割	災害発生時の役割
消 火 班	消火器の使い方、消火訓練、火災予防	可搬ポンプ、消火器により初期消火に当たる 可搬ポンプ、消火器、防火井戸などの防火機材の整備点検をする
警 備 班	—	避難地域の防犯警備に当たる
情 報 班	地震の基礎知識普及、巡回広報、情報収集伝達訓練の実施	予め決められた情報ルートにより情報を伝達する
避 難 班	避難地、集合所、避難路(所)の安全点検、避難訓練の実施	指定避難場所(所)へ安全に誘導する 避難の状況を確認し、地区本部に報告する
救 護 班	応急手当や衛生知識の普及、仮設トイレの対策検討	傷病者の初期救護並びに救護所(病院)へ搬送する 消毒等伝染病予防に当たる
給 食 班	非常持出品の準備の啓発、炊き出し用具の確保と訓練、避難生活計画の作成	非常食糧の備蓄(炊き出し)生活水の確保に当たる

2) 防災資機材の整備

自主防災組織に必要とされる防災資機材は、地域の実情に応じて何がどのくらい必要か検討し、不足するもの、新たに必要なものがあれば整備するようにしましょう。その際に、女性や高齢者でも使いやすい資機材の整備も心がけましょう。

ただし、いくら防災資機材が揃っていても、いざという時に使えないのでは意味がありません。日ごろから、点検や動作訓練、消耗品のチェックなどを実施しておきましょう。

【消防庁が示す防災資機材(例)】

出典：消防庁発行「自主防災組織の手引き」

目 的	防 災 資 機 材
①情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック(安否・被害状況等情報収集・提供の際に用いる筆記用具として)等
②初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸等
③水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋等
④救出用	パール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ベンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク等
⑤救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等
⑥避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光機、標識板、標旗、協力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
⑦給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽等
⑧訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、視聴覚機器(ビデオ・映写機等)、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器等
⑨その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機等

17 避難場所・避難所

1) 避難場所



【避難場所（洪水・土砂災害・高潮・地震・大火災）】

□「避難場所」とは、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所で、異常な現象の種類ごとに町が指定したものをいう。
(災害対策基本法第 49 条の 4)

□「避難場所」には、大規模地震対策「避難計画策定指針」（静岡県危機管理部）における「避難地」を含む。

□「避難地」とは、緊急時において、要避難地区（避難対象地区を含む）の要避難者が避難する場所として、市町が地震災害危険予想地域の外側、若しくは災害危険が及ばない地域に指定したグラウンド、公園、緑地などの屋外の場所をいう。また、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する避難者の保護を行う上でやむを得ない場合は、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を含む。
(大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋)

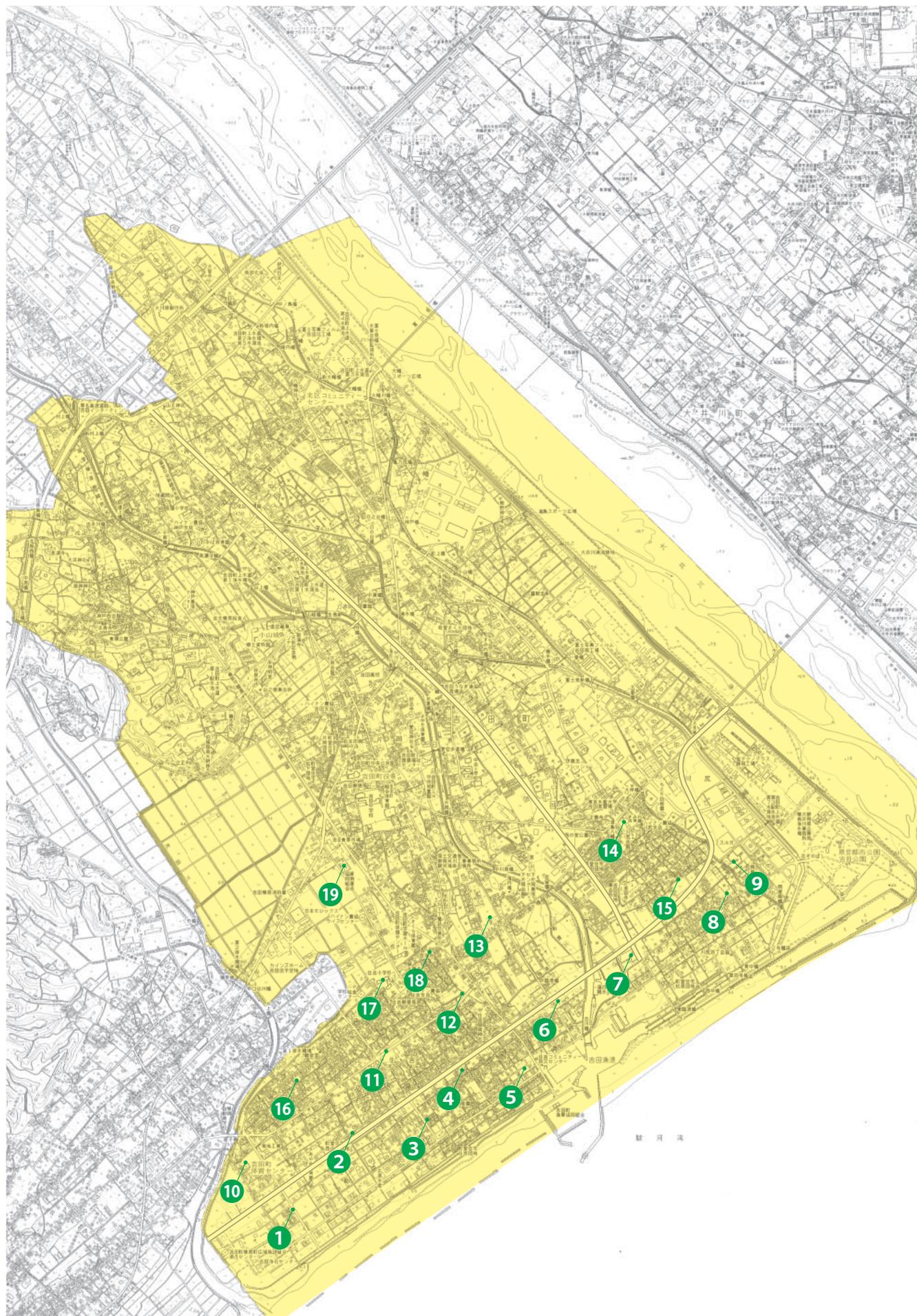
□災害別避難場所の適否の凡例 → 「○」：適 「×」：不適

地区	施設名	所在地	電話	災害別避難場所の適否					備考
				洪水	土砂災害	高潮	地震	大火災	
住吉	① 吉田町立住吉小学校	住吉 2223	32-1476	○	×	○	○	○	(注 1)
	② 吉田町中央公民館	住吉 89-1	32-3121	○	×	○	○	×	
	③ 吉田町総合体育館	住吉 180-1	32-5555	○	×	○	×	×	
	④ 吉田町立吉田中学校	住吉 230	32-0200	○	×	○	○	○	
	⑤ 吉田町学習ホール	住吉 1567	32-7366	○	×	○	×	×	
	⑥ 吉田町体育センター	住吉 3367-6	—	○	×	○	×	×	
	⑦ 住吉会館	住吉 1567	32-3447	○	×	○	×	×	
	⑧ 吉田町立さくら保育園	住吉 1621-1	32-0414	○	×	○	×	×	
川尻	⑨ 吉田町立中央小学校	片岡 850-1	32-1300	○	×	○	○	○	
	⑩ 川尻会館	川尻 1637-1	32-0564	×	×	○	○	×	(注 2)
	⑪ 吉田町立すみれ保育園	川尻 791	32-1117	○	×	○	○	×	
片岡	⑫ 吉田特別支援学校	片岡 2130	32-1241	○	○	×	○	○	
	⑬ 吉田町健康福祉センター	片岡 795-1	34-1111	○	×	×	○	×	
	⑭ 片岡会館	片岡 2488-1	32-5620	○	○	×	○	×	
	⑮ 吉田町立さゆり保育園	片岡 805-1	32-1650	×	×	×	○	×	
	⑯ 総合障害者自立支援施設(あつまりーナ)	片岡 1996-1	34-2000	○	×	×	○	×	
	⑰ 吉田町立図書館	片岡 404	33-3434	○	○	×	○	×	
	⑱ 吉田町中央児童館	片岡 805-5	32-3401	○	×	×	○	×	
北区	⑲ 吉田町立自彊小学校	神戸 1748-2	32-0009	○	○	×	○	○	
	⑳ 自彊館	神戸 2167-2	32-9876	○	×	×	○	×	
	㉑ 神戸集落センター	神戸 2693-1	32-5628	×	×	×	○	×	
	㉒ 神戸西会館	神戸 3934-1	32-3692	○	○	×	○	×	
	㉓ 大幡会館	大幡 1142	—	○	×	×	○	×	
	㉔ 吉田町立わかば保育園	神戸 2092-1	32-0016	○	×	×	○	×	
	㉕ 防災公園・防災センター(仮称)	神戸地内	—	○	×	×	○	○	H28予定

(注 1)：地震の場合の避難場所は、屋上となる。

(注 2)：地震の場合の避難場所は、2 階及び屋上となる。

2) 避難場所 (津波避難施設)



【避難場所（津波避難施設）】

□「津波避難施設」とは、突然地震が発生した場合で、津波到達予想時間までに避難地に避難できない避難者のために、市町が津波危険予想地域内に指定、確保、整備する避難施設のことで、津波避難ビル、津波避難タワー、人口高台（津波避難マウント）をいう。

（大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋）

津波避難施設	所在地	収容人数 (人)	地盤高 (海拔m)	想定津波 浸水高 (海拔m)	避難場所 の高さ (海拔m)	避難対象地区
①津波避難タワー A	住吉 4403-6 地先	500	1.9	7.1	10.0	住吉新田・山八
②津波避難タワー B	住吉 3254-6 地先	500	3.0	7.6	10.4	住吉山八
③津波避難タワー C	住吉 4805-2 地先	1,100	3.0	8.2	11.1	住吉山八・西浜
④津波避難タワー D	住吉 3484-1	900	3.2	8.0	10.9	住吉西浜・東浜
⑤津波避難タワー E	住吉 5228-1	900	2.8	8.5	11.4	住吉東浜・大浜
⑥津波避難タワー F	住吉 3719-1 地先	500	3.5	7.6	10.4	住吉東浜・大浜
⑦津波避難タワー G	川尻 2557-11	700	3.8	7.7	10.2	住吉大浜、片岡下、 川尻西組
⑧津波避難タワー H	川尻 2918	800	3.2	6.2	8.7	川尻西組・東組
⑨レック(株) 吉田防災倉庫 (注1)	川尻 3308	1,000	2.3	6.5	29.3	川尻東組
⑩津波避難タワー J	住吉 3365-1	800	3.4	7.8	10.5	住吉新田・山八
⑪津波避難タワー K	住吉 2868-3 地先	1,200	3.1	6.8	9.6	住吉森下・山八・ 西浜
⑫津波避難タワー L	住吉 5525-1 地先	800	2.8	6.4	9.1	住吉森下・東村・ 東浜、片岡下
⑬津波避難タワー M	片岡 1697-1	1,000	3.2	6.2	8.7	住吉東村、片岡下
⑭川尻会館 (注2)	川尻 1623	1,600	3.3	5.0	2階7.5 屋上12.3	川尻山通・西組・ 東組、片岡下
⑮津波避難タワー O	川尻 2743-1	500	3.0	6.0	1層7.6 2層11.1	川尻西組・東組
⑯津波避難タワー P	住吉 2649-2	1,300	3.3	7.2	9.7	住吉新田・山八
⑰吉田町立住吉小学校 (注1)	住吉 2223	1,560	3.4	5.0	20.4	住吉森下・新田・ 山八・西浜・東浜
⑱津波避難タワー R	住吉 2143-1	800	3.5	5.7	7.5	住吉森下・東村
⑲ホテルプレストン yoshida (注3)	住吉 580	730	4.2	4.9	3階12.2~ 屋上25.2	住吉森下・上組・ 東村

(注1)：避難場所は、屋上となる。

(注2)：避難場所は、2階及び屋上となる。

(注3)：避難場所は、脱衣場、廊下、非常階段及び屋上となる。

3) 津波避難街区及び

津波避難タワーA



有効面積・収容人数257㎡・500人
デッキ高(想定浸水深) 8.1m(5.2m)

津波避難タワーB



有効面積・収容人数255㎡・500人
デッキ高(想定浸水深) 7.4m(4.6m)

津波避難タワーC



有効面積・収容人数552㎡・1,100人
デッキ高(想定浸水深) 8.1m(5.2m)

津波避難タワーD



有効面積・収容人数465㎡・900人
デッキ高(想定浸水深) 7.7m(4.8m)

津波避難タワーE



有効面積・収容人数459㎡・900人
デッキ高(想定浸水深) 8.6m(5.7m)

津波避難タワーF



有効面積・収容人数251㎡・500人
デッキ高(想定浸水深) 6.9m(4.1m)

津波避難タワーG

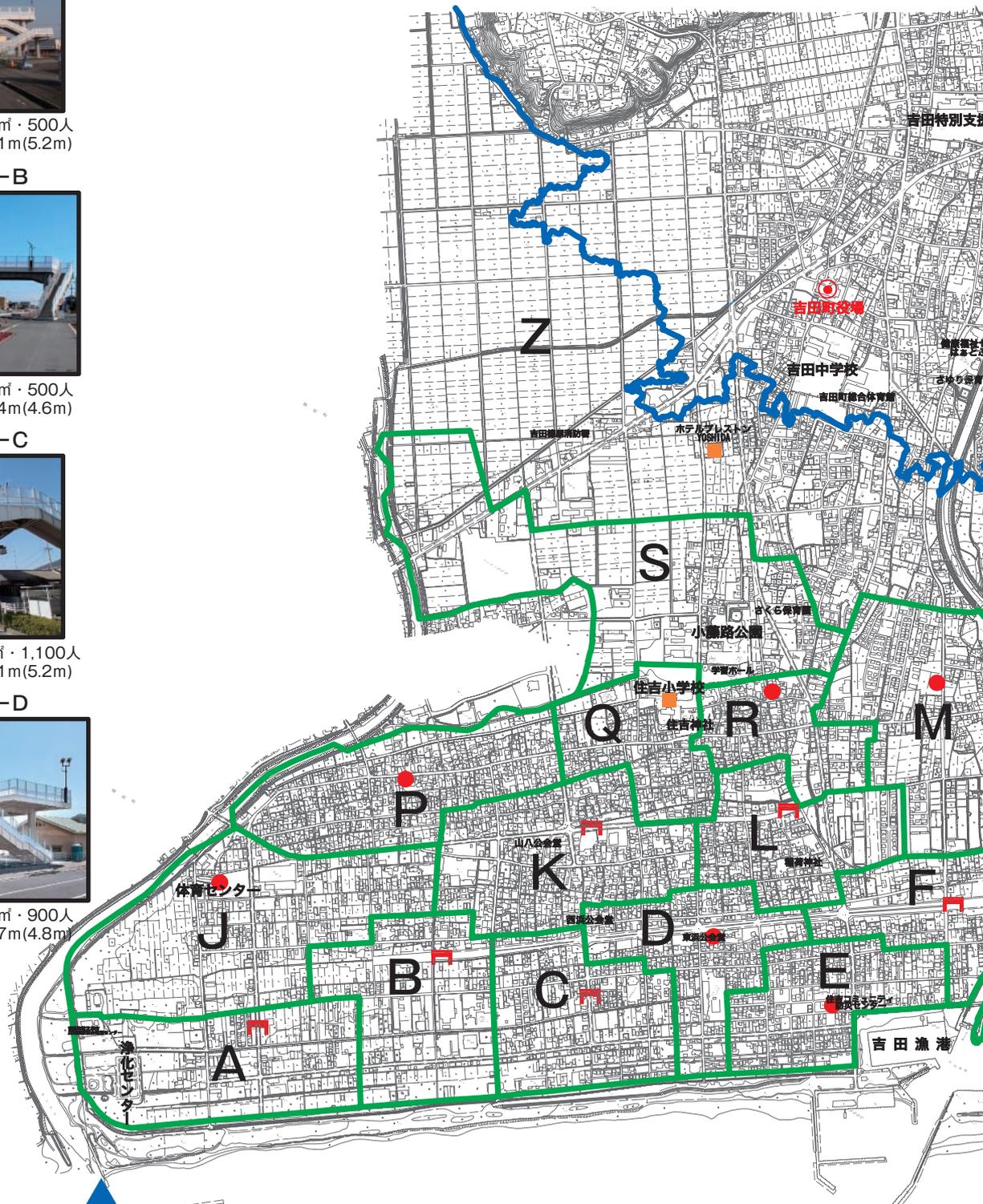


有効面積・収容人数376㎡・700人
デッキ高(想定浸水深) 6.4m(3.9m)

津波避難タワーH



有効面積・収容人数401㎡・800人
デッキ高(想定浸水深) 5.5m(3.0m)



津波避難施設位置図



凡 例	
	津波避難タワー(道路上)
	津波避難タワー
	津波避難施設
	津波避難街区
	津波到達最終ライン

津波避難タワーR



有効面積・収容人数413㎡・800人

デッキ高(想定浸水深) 4.0m(2.2m)

津波避難タワーP



有効面積・収容人数653㎡・1,300人

デッキ高(想定浸水深) 6.4m(3.9m)

津波避難タワーO



有効面積・収容人数426㎡・800人

デッキ高(想定浸水深) 8.1m(3.0m)

津波避難タワーJ



有効面積・収容人数423㎡・800人
デッキ高(想定浸水深) 7.1m(4.4m)

津波避難タワーK



有効面積・収容人数628㎡・1,200人
デッキ高(想定浸水深) 6.5m(3.7m)

津波避難タワーL



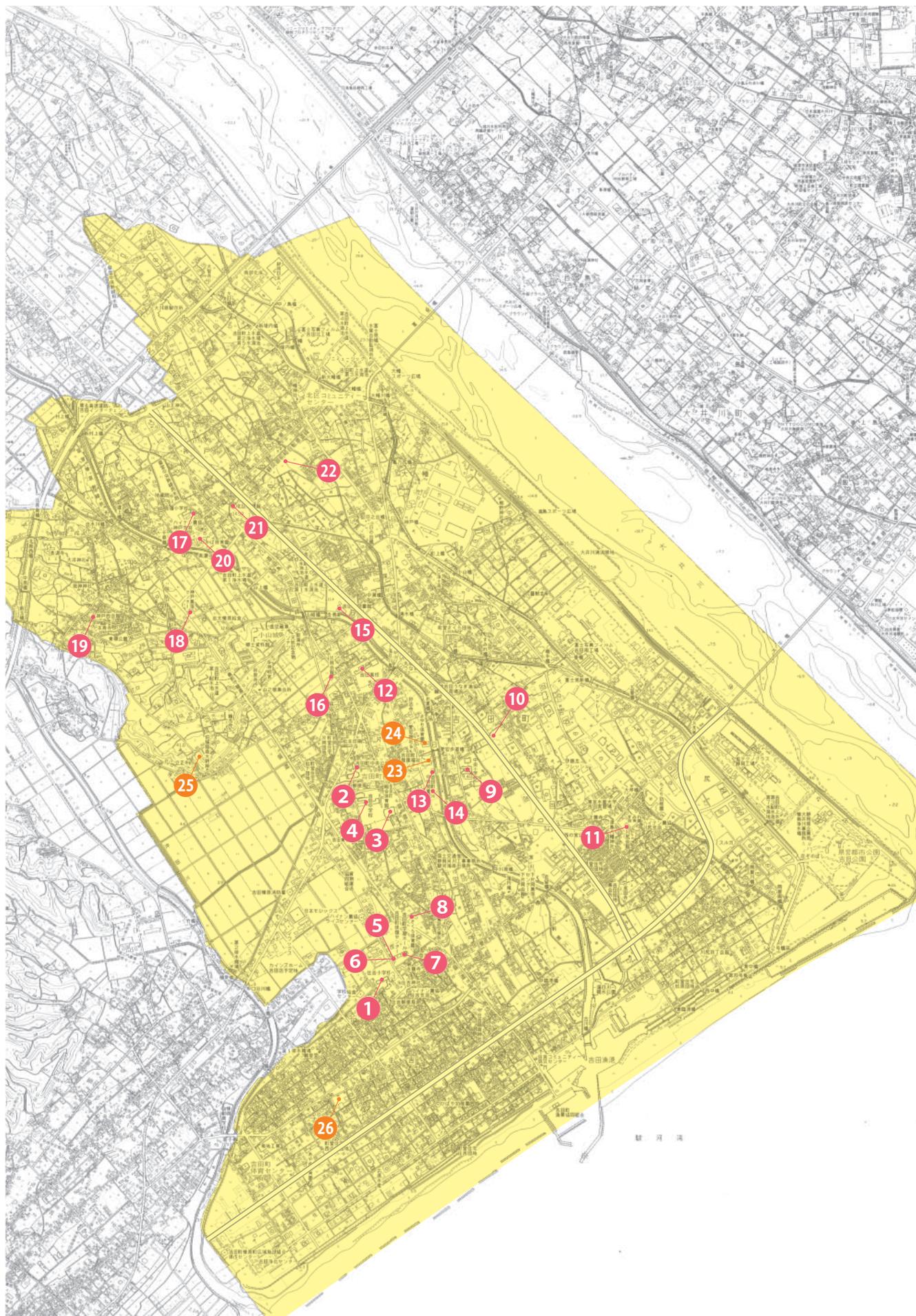
有効面積・収容人数419㎡・800人
デッキ高(想定浸水深) 6.3m(3.6m)

津波避難タワーM



有効面積・収容人数504㎡・1,000人
デッキ高(想定浸水深) 5.5m(3.0m)

4) 避難所・福祉避難所



【避難所】

□「避難所」とは、避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
(災害対策基本法第49条の7)

□「避難所」とは、災害危険により現に自宅が被災し、若しくは被災するおそれのある者で、居住場所を確保できない者を一時的に受け入れて生活を支援し、かつ、災害後に地域の救護・復旧活動の拠点となる施設で、市町が指定したものをいう。原則として耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建築物の屋内施設を対象とするが、状況により、屋外に設置された仮設テントなどを指定する場合もある。

(大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋)

地区	施設名	所在地	電話	延床面積	備考
住吉	① 吉田町立住吉小学校	住吉 2223	32-1476	7,861㎡	津波除く(※)
	② 吉田町中央公民館	住吉 89-1	32-3121	1,850㎡	
	③ 吉田町総合体育館	住吉 180-1	32-5555	5,610㎡	地震除く
	④ 吉田町立吉田中学校	住吉 230	32-0200	5,062㎡	
	⑤ 住吉会館	住吉 1567	32-3447	612㎡	津波除く(※)
	⑥ 吉田町保健センター	住吉 1567	32-7000	606㎡	津波除く(※)
	⑦ 吉田町学習ホール	住吉 1567	32-7366	1,414㎡	津波除く(※)
	⑧ 吉田町立さくら保育園	住吉 1621-1	32-0414	1,207㎡	津波除く(※)
川尻	⑨ 吉田町立中央小学校	片岡 850-1	32-1300	7,016㎡	
	⑩ 吉田町立すみれ保育園	川尻 791	32-1117	2,890㎡	
	⑪ 川尻会館	川尻 1623	32-0564	1,178㎡	津波・洪水除く(※)
片岡	⑫ 吉田特別支援学校	片岡 2130	32-1241	2,557㎡	
	⑬ 吉田町中央児童館	片岡 805-5	32-3401	580㎡	
	⑭ 吉田町立さゆり保育園	片岡 805-1	32-1650	1,398㎡	洪水除く(※)
	⑮ 吉田町立図書館	片岡 404	33-3434	2,955㎡	
	⑯ 片岡会館	片岡 2488-1	32-5620	1,262㎡	
北区	⑰ 吉田町立自彊小学校	神戸 1748-2	32-0009	5,427㎡	
	⑱ 神戸集落センター	神戸 2693-1	32-5628	493㎡	洪水除く(※)
	⑲ 神戸西会館	神戸 3934-1	32-3692	332㎡	
	⑳ 吉田町立わかば保育園	神戸 2092-1	32-0016	1,395㎡	
	㉑ 自彊館	神戸 2167-2	32-9876	1,124㎡	
	㉒ 防災センター(仮称)	神戸地内	—	—	H28予定

(※)：浸水等の状況により使用可とする場合がある。

【福祉避難所】

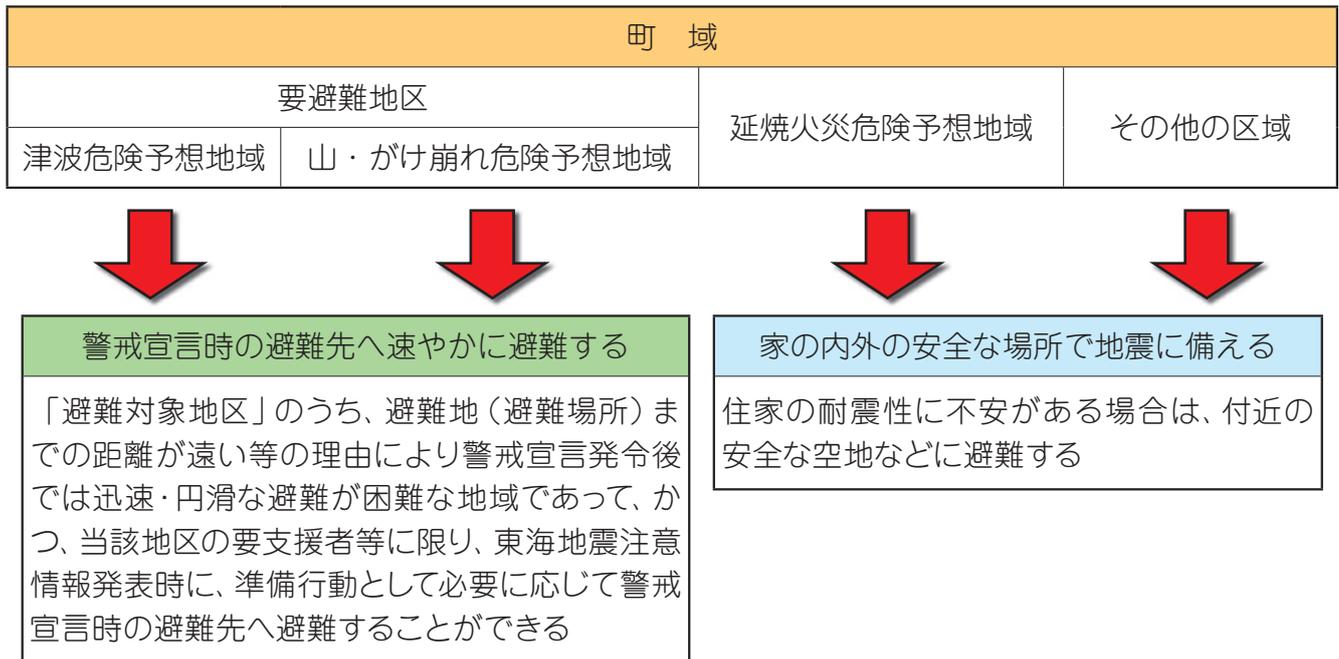
□「福祉避難所」とは、高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(妊婦、外国人含む)のために特別の配慮がなされた避難所をいう。

(大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋)

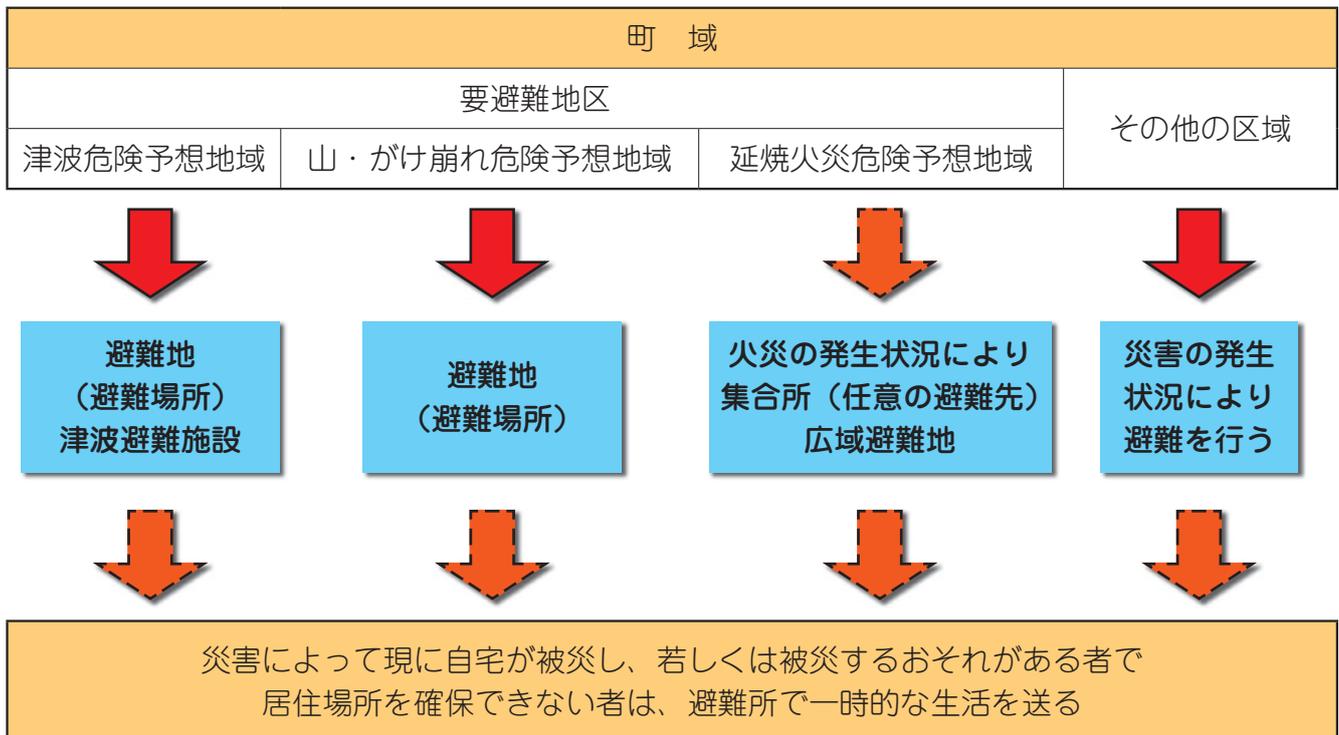
指定・協定	施設名	所在地	電話
指定	㉓ 吉田町健康福祉センター	片岡 795-1	34-1111
指定	㉔ 総合障害者自立支援施設(あつまりーナ)	片岡 1996-1	34-2000
協定	㉕ 特別養護老人ホーム片岡杉の子園	片岡 2895	32-0201
協定	㉖ 特別養護老人ホーム住吉杉の子園	住吉 3239	34-5088

5) 地域による避難形態（大規模地震対策「避難計画策定指針」抜粋）

(1) 警戒宣言発令時の避難（地震発生後の対応は(2)に準じる）



(2) 突然地震が発生した場合の避難



18 町の各種被害想定について(静岡県第4次地震被害想定)

1) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震～「レベル1」の地震・津波～

(1) 震度区分別面積

区分	震度区分別の面積 (単位: km ²)						面積の合計
	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下	
吉田町	0.5	20.2	0.6	0.0	0.0	0.0	21.3

(2) 津波高 (単位: 海拔m)

区分	最大	平均
吉田町	5	4

(3) 浸水面積

区分	浸水面積 (単位: km ²)				
	1 cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10 m以上
吉田町	0.2	0.1	0.0	—	—

(4) 建物被害<<全壊・焼失棟数>>

区分	全壊・焼失棟数 (単位: 棟)						
	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
吉田町	約 1,600	約 30	約 50	—	—	約 500	約 2,200

(5) 建物被害<<半壊棟数>>

区分	半壊棟数 (単位: 棟)					
	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	合計
吉田町	約 2,000	約 100	約 100	—	—	約 2,200

(6) 人的被害<<死者数>> (単位: 人)

区分	建物倒壊		津波		山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	うち自力脱出困難	うち津波からの逃げ遅れ					
吉田町	約 40	—	—	—	—	—	—	約 40

(7) 人的被害<<重傷者数>> (単位: 人)

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物						
吉田町	約 300	約 10	—	—	—	—	約 300

(8) 人的被害<<軽傷者数>> (単位: 人)

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物						
吉田町	約 500	約 50	—	—	約 10	—	約 500

2) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震～「レベル2」の地震・津波～

(1) 震度区分別面積

区分	震度区分別の面積（単位：km ² ）						面積の合計
	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	震度4以下	
基本ケース	0.5	20.2	0.6	0.0	0.0	0.0	21.3
陸側ケース	0.0	2.3	19.1	0.0	0.0	0.0	21.3
東側ケース	1.5	18.9	0.9	0.0	0.0	0.0	21.3

(2) 津波高（単位：海拔m）

区分	最大	平均
吉田町	9	7

(3) 浸水面積

区分	浸水面積（単位：km ² ）				
	1 cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10 m以上
吉田町	6.5	4.8	2.6	0.2	—

(4) 建物被害<<吉田町において最大となる全壊・焼失棟数（単位：棟）>>

区分	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
吉田町	約1,800	約30	約80	約1,200	—	約600	約3,600

(5) 建物被害<<吉田町において最大となる半壊棟数（単位：棟）>>

区分	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	合計
吉田町	約1,700	約100	約200	約2,700	—	約4,200

(6) 人的被害<<吉田町において最大となる死者数（単位：人）>>

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物						
吉田町	約60	約10	約4,500	—	約10	—	約4,500

(7) 人的被害<<吉田町において最大となる重傷者数（単位：人）>>

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物						
吉田町	約400	約20	約200	—	—	—	約500

(8) 人的被害<<吉田町において最大となる軽傷者数（単位：人）>>

区分	建物倒壊		津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物						
吉田町	約600	約80	約400	—	約10	—	約900

3) ライフラインの被害

(1) 上水道

〈断水率、断水人口〉

区分	給水人口 (人)	断水率 (%)				断水人口 (人)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル 1	約	100	97	72	6	約 29,000	約 28,000	約 21,000	約 1,700
レベル 2	29,000	100	97	74	22	約 29,000	約 28,000	約 21,000	約 6,400

〈復旧予測〉

レベル 1	95%復旧 4週間程度	レベル 2	95%復旧 6週間程度
-------	-------------	-------	-------------

(2) 下水道

〈機能支障率、機能支障人口〉

区分	処理人口 (人)	機能支障率 (%)				機能支障人口 (人)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル 1	約	90	82	8	0	約 9,900	約 9,000	約 900	—
レベル 2	11,000	100	100	88	17	約 11,000	約 11,000	約 9,600	約 1,800

〈復旧予測〉

レベル 1	95%復旧 2週間程度	レベル 2	95%復旧 5週間程度
-------	-------------	-------	-------------

(3) 電力

〈停電率、停電軒数〉

区分	需要家数 (軒)	停電率 (%)				停電軒数 (軒)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル 1	約	89	80	4	2	約 14,000	約 13,000	約 600	約 300
レベル 2	16,000	90	82	15	13	約 14,000	約 13,000	約 2,300	約 2,100

〈復旧予測〉

レベル 1	95%復旧 1週間程度	レベル 2	95%復旧 1週間程度
-------	-------------	-------	-------------

(4) 通信

〈固定電話(不通回線率、不通回線数)〉

区分	回線数 (回線)	不通回線率 (%)				不通回線数 (回線)			
		直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
レベル 1	約 5,200	89	80	4	2	約 4,600	約 4,200	約 100	—
レベル 2		90	82	15	13	約 4,800	約 4,400	約 1,400	約 1,100

〈復旧予測〉

レベル 1	95%復旧 1週間程度	レベル 2	95%復旧 2週間程度
-------	-------------	-------	-------------

〈携帯電話(停波基地局数、不通ランク)〉

区分	停波基地局率 (%)				不通ランク			
	直後	1日後	4日後	1週間後	直後	1日後	4日後	1週間後
レベル 1	7	82	7	2	—	A	—	—
レベル 2	18	86	30	28	—	A	—	—

※不通ランク「A」：停電による停波基地局率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が50%を超える。

〈復旧予測〉

レベル 1	95%復旧 1週間程度	レベル 2	95%復旧 2週間程度
-------	-------------	-------	-------------

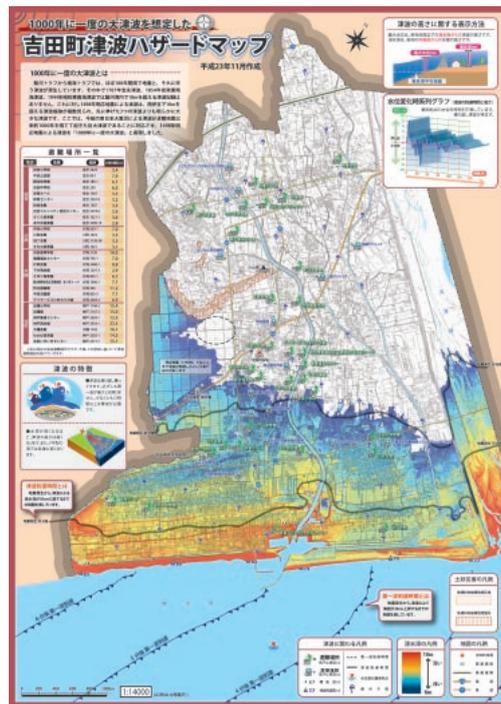
19 町の取り組み

1) 津波避難タワーの整備

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による想定外の津波被害を踏まえ、町では、平成23年11月に1000年に一度の大津波を想定した「吉田町津波ハザードマップ」を作成し、平成24年3月に「吉田町津波避難計画」を策定しました。

この計画を受けて、津波避難シミュレーションにより、想定津波浸水域を20の街区に分け、既存の学校やホテルなどの現況施設を活用できない**15の街区**について、**津波避難タワー**を建設することにしました。

平成24年12月から建設に着手し、平成26年3月末に15基全ての津波避難タワーが完成しました。



15基のうち5基については、平時は横断歩道橋として利用できる「**全国初の道路上の津波避難タワー**」です。

平成25年9月の一期工事完成式には太田昭宏国土交通大臣、平成26年3月の全基完成式には古屋圭司防災担当大臣が出席されました。

2) 地域防災力の向上

～地域防災指導者養成講座～

自分の地域は自分で守るという「地域防災力」の向上を目指し、防災の必要性を認識する中で、日頃の防災対策の推進及び応急対応など、自らが地域で中心的な役割を果たす意識を持った地域防災指導者を養成するため、平成25年9月と10月の4日間で「**吉田町地域防災指導者養成講座**」を開催しました。受講修了者は、各地の**防災リーダー**として活躍しています。



～ジュニア防災士養成講座～

防災に関する意識を持ち、災害から自らの身を守ることを学んだ中で、同年代の生徒たちに防災に関する知識を伝える役割を担ってもらうとともに、将来は、地域の防災活動に参加する次世代の地域防災リーダーとなる、若い人材の育成を図るため、平成26年10月26日に「**吉田町ジュニア防災士養成講座**」を開催しました。吉田中学校1年生から3年生の**24名**が受講し、町の防災を担うジュニア防災士が誕生しました。



3) 防災ラジオ

～希望する全世帯へ無償配布しています～

災害時の防災情報や緊急を要する行政情報などを確実に伝えるために、同報無線を受信できる防災ラジオを平成23年11月から**各家庭に無償配布**しています。

このラジオは、吉田町防災行政無線（同報無線）を受信する簡易型個別受信機で、AM・FMラジオを聞いていても強制的に同報無線に切り換わります。

また、コミュニティ放送である「**FM島田**」の**放送を町内全域で受信できる**よう吉田中継局（平成24年3月29日開設）を整備しました。さらに、島田市及びFM島田と「**災害時放送に関する協定**」を締結したことで、町の災害に関する情報を入手することができます。



FM 島田 76.5MHz

4) 防災機能を有する保育園の移転整備

老朽化に伴う建て替えを機に、想定津波浸水域外に移転させると同時に、防災機能を盛り込んだ保育園を整備しました。

建物内には「救護室」や「母子専用避難支援センター」、「防災倉庫」などを整備し、敷地内には「応急仮設住宅の建設用地」を有するなど、**災害時にも活用できる機能を備えた保育園**になっています。



5) にぎわいを創出する防災公園と防災啓発施設の整備



完成イメージ

町のにぎわいを創出するとともに、災害時における避難場所としてマンホールトイレ、かまどベンチなどを備えた防災公園を整備しています。

公園内には防災啓発施設を整備し、町の**防災情報の発信**や、**防災講座の開催**といった啓発拠点として活用するほか、**災害時には要配慮者の避難場所**にもなります。



わが家の防災メモ



住 所			
世帯主		電 話	

緊急連絡先	連絡先	電 話	連絡先	電 話

家族の連絡先	氏 名	電 話 (会社・学校)	住 所	メ モ	

避難場所	家族の集合場所	
	避難場所	
	避難所	

家族の緊急用データ	氏 名	生年月日	血液型	アレルギー	常備薬	病 気	

問い合わせ先

- 静岡県地震防災センター 〒420-0042 静岡市葵区駒形通5丁目9番1号 TEL/054-251-7100 FAX/054-251-7300
ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/index.html>
- 吉田町役場 防災課 〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地 TEL/0548-33-2164 FAX/0548-32-6121
ホームページアドレス <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp> メールアドレス bousai@town.yoshida.shizuoka.jp